

37 輸出の拡大などグローバルな「食市場」の獲得

【34, 336(20, 932)百万円の内数】

対策のポイント

- ・ 国別・品目別輸出戦略の着実な実施に向けた司令塔機能を設置し、日本貿易振興機構（JETRO）への補助等を通じたオールジャパンでの輸出促進体制の下で、国産農林水産物・食品の輸出を促進します。
- ・ 同戦略に基づき、諸外国の規制へ対応するため、動植物検疫協議に資する調査などを実施するとともに、輸出先国の求める衛生条件を満たす共同利用施設等を整備するなど、輸出対応型生産体制を強化し、輸出環境を整備します。
- ・ 食産業のグローバル化に向け、人材育成や環境整備を図るとともに、日本食文化の普及や、「食」がテーマのミラノ国際博覧会出展に向けた準備を行っています。

<背景／課題>

- ・ 「日本再興戦略」において、今後10年間で倍増するグローバルな「食市場」の獲得に向け、2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円とすることを目指し、国別・品目別輸出戦略を策定することとしています。
- ・ このため、世界の料理界で日本食材の活用推進（Made FROM Japan）、日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made BY Japan）、日本の農林水産物・食品の輸出（Made IN Japan）の取組を、JETRO等とも連携を深めつつ、一体的に推進することとしています。
- ・ また、ミラノ国際博覧会への政府出展については、関係省庁が連携し、国民各層、関係企業・団体等の理解と協力を得て、官民一体となって準備を進めます。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大

4,497億円（平成24年）→1兆円（平成32年）

<主要内容>

1. 輸出戦略実行事業〔新規〕

200（－）百万円

国別・品目別輸出戦略の効果的な実施に向け、オールジャパンの輸出促進の司令塔を設置し、輸出関連事業者等の参加の下、輸出を巡る状況等を踏まえた輸出戦略等について議論を行います。また、司令塔の下で、品目別輸出団体による輸出拡大方針を作成し、実効性のある産地間調整やマーケティング戦略を実現し、輸出拡大を図ります。

（委託費
委託先：民間団体等）

<各省との連携>

○内閣官房、外務省、国税庁、厚生労働省、経済産業省及び観光庁

- ・ 国別・品目別輸出戦略に沿った取組を推進するため、オールジャパンでの戦略実行委員会を創設

2. 輸出倍増プロジェクト 1, 293 (1, 148) 百万円

新興市場の開拓を行う海外プロモーターの新設、輸出を行おうとする事業者をサポートする輸出プロモーターの増員など、JETROとの連携強化を通じた事業者発掘から商談支援に至る総合的なビジネスサポート体制を強化します。また、輸出拡大に必要な調査等を実施します。

委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：JETRO、民間団体等

<各省との連携>

○外務省及び経済産業省

- ・新興市場開拓に向けて、在外公館等とも連携してテストマーケティングを実施するとともに、経済産業省所管のJETRO等と連携しながら、事業者発掘から商談支援までの総合的なビジネスサポート体制を強化

3. 食品産業グローバル展開インフラ整備事業 269 (64) 百万円

食品産業の海外展開に向けて、各国の食品の規格基準・規制等に係る情報の収集・共有化を行います。また、海外の食品ビジネスに精通した人材の確保・活用等を支援します。

委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

○経済産業省 ・経済産業省所管のクール・ジャパン推進機構と連携して食産業のグローバル展開を推進

4. 輸出対応型施設の整備 24, 379 (12, 939) 百万円

(1) 食肉・青果関連の施設整備

(強い農業づくり交付金で実施) 優先枠6, 000 (ー) 百万円

イスラム圏向けのハラール対応型食肉処理施設や、輸出青果物の長期保存が可能な低温貯蔵施設等の整備を支援します。

交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

(2) 国産水産物の消費・輸出拡大を図るための漁港の高度衛生管理型漁港の整備 15, 879 (12, 939) 百万円

我が国水産物の輸出を積極的に推進するため、水揚げから荷捌き、出荷の過程で輸出先国のHACCP基準等を満たす荷捌き所や岸壁等の整備を推進します。

補助率：10/10（うち漁港管理者1/3等）、1/2等
事業実施主体：国、地方公共団体等

(3) HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業〔新規〕

2, 500 (ー) 百万円

漁港における高度な衛生管理手法が導入されている地域等において、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のHACCP基準等を満たすための水産加工・流通施設の改修整備に要する経費の助成を行います。

補助率：1/2以内
事業実施主体：民間団体等

5. 日本の食を広げるプロジェクト 4, 430 (3, 984) 百万円の内数

産地間連携による輸出促進の取組や海外の日本食レストラン・シェフ等を活用した日本食・食文化の発信・普及等の取組を推進します。

委託費、補助率：定額、2/3以内、1/2以内
委託先、事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

- 外務省 ・外務省所管のJICAが主催する国内外の研修等において、我が国の農林水産物・食品に関する取組についてのプログラムを実施し、日本食・食文化を普及する人材を育成

6. ミラノ国際博覧会政府出展委託事業 1, 100 (607) 百万円

2015年ミラノ国際博覧会への政府出展に向け、我が国の「食」に関する様々な取組を発信するための日本館建築、展示物制作、行催事・広報活動の実施、運営計画の策定等の開催準備等を実施します。

委託費
委託先：JETRO

<各省との連携>

- 経済産業省及び国土交通省 ・ミラノ国際博覧会における日本館の出展準備

7. 輸出促進のための植物防疫対策

輸出促進のための植物防疫対策事業 202 (69) 百万円

消費・安全対策交付金 2, 131 (2, 096) 百万円の内数

輸出先国で登録されていない農薬等の国内での使用を低減する防除技術の確立や輸出解禁協議等において必要となる国内病害虫情報の収集等の取組を支援します。また、輸出に必要な検疫事項を産地等へ情報提供するとともに、集荷地等での輸出検疫を行うことにより、産地等の輸出への取組を支援します。

委託費、交付率：定額 (1/2 以内)
委託先、事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等、植物防疫所

8. 家畜衛生総合対策 5, 624 (5, 352) 百万円の内数

畜産物を輸出する際の相手国からの要求等に応えるため、牛白血病等の家畜の伝染性疾患の清浄化対策を支援するとともに、野生動物を対象とした伝染性疾患の監視を行います。また、検査証明書の電子化対応等により検査手続を迅速化します。

委託費、補助率：定額、1/2
委託先、事業実施主体：民間団体等、動物検疫所

(関連対策)

9. 食品の品質管理体制強化対策事業 284 (255) 百万円

国産食品の安全と国際的な信頼の向上を図るため、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の国際標準の導入促進に係る取組を支援します。

補助率：定額、1/2 以内
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1～3の事業	食料産業局輸出促進グループ	(03-3502-3408)
4(1)の事業	生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
4(2)の事業	水産庁計画課	(03-3502-8491)
4(3)の事業	水産庁加工流通課	(03-3591-5613)
5の事業	食料産業局輸出促進グループ	(03-6744-7045)
	食料産業局小売サービス課外食産業室	(03-6744-0481)
6の事業	ミラノ国際博覧会チャレンジ本部事務局	(03-6744-2012)
7の事業	消費・安全局植物防疫課	(03-3502-5976)
8の事業	消費・安全局動物衛生課	(03-3502-5994)
9の事業	食料産業局企画課	(03-3591-8654)

輸出の拡大などグローバルな食市場の獲得

世界の料理界で日本食材の活用推進 (Made FROM Japan)

- 海外のレストラン・料理人等を通じた日本食・食文化の普及
- 海外の料理学校等を活用した人材育成

日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made BY Japan)

- 食品産業のグローバル展開に向けたソフトインフラの整備
- ミラノ国際博覧会への政府出展
- 民間投資と連携した途上国における効率的な農産物・食品の供給体制の構築(ODA)

一体的
に推進

国別・品目別輸出戦略に沿った農林水産物・食品の輸出促進(Made IN Japan)

オールジャパンで輸出に取り組む体制の整備

- 国別・品目別輸出戦略に基づくオールジャパンの取組を進めるため、農林水産物等輸出促進全国協議会の下に「戦略実行委員会」を設置
- 同委員会を活用し、①産地間連携の促進、②国家的マーケティングの検討、③輸出関連事業の効果の検証等を実施

環境整備・商流確立

国内

- GLOBALG.A.P.やハラール等の認証の取得支援
- ハラールやHACCP対応の施設整備
- 海外バイヤー等を招聘した商談会の開催 等

海外

- ジェトロとの連携強化を通じたビジネスサポート体制の強化
- 海外の見本市や商談会等への積極的な参加を支援
- 事業者によるジャパン・ブランドの確立に向けた取組や販売促進活動を支援 等

輸出戦略に基づく検疫協議等の推進

環境整備

- 検疫事項の産地等への情報提供、集荷地での輸出検疫の実施
- 家畜の伝染性疾病の清浄化対策や病害虫情報の収集・防除
- 日本産農林水産物・食品に対する規制緩和に向け、規制担当行政官の招聘やデータ提供を実施 等

2020年に日本産農林水産物・食品の輸出額を1兆円

38 途上国での効率的な農産物・食品の供給体制の構築等 (ODA)

【2, 860(2, 772) 百万円】

対策のポイント

国際協力を通じ、途上国における日本型バリューチェーンの構築とともに、飢餓・貧困対策、気候変動や越境性感染症等地球的規模の課題に対応する取組を支援します。

<背景／課題>

- ・世界の栄養不足人口が約9億人である中、食料の生産拡大の支援などを通じた飢餓・貧困対策が重要であり、フードロスの問題等食料安全保障上の課題解決のため、途上国における品種開発・生産・加工・流通の各段階のバリューチェーン構築を、先進的な技術を有する我が国食品産業等の海外展開と連携して支援することが必要です。
- ・また、気候変動や越境性感染症などによる農林水産業への悪影響等が懸念される中、これらの地球的規模の課題に対応するための国際協力も必要です。

政策目標

- 途上国での効率的な農産物・食品の供給体制の構築の推進
- 飢餓・貧困対策への貢献
- 気候変動や越境性感染症等地球的規模の課題への適切な対応

<主要内容>

1. 途上国における日本型バリューチェーンの構築支援[新規]

970(一) 百万円

- (1) バリューチェーンを構築する対象国のニーズ、必要な技術・施設の分析・検討や、我が国の農業関連企業等と投資対象国の関係者によるフォーラムを実施し、ODAと民間企業等の連携した取組を推進します。
- (2) 途上国における我が国種苗産業等による新品種の開発・普及、農作物生産における効率的な技術、食品の加工・流通段階の品質・安全性の確保等、優れた「日本方式」を途上国に導入・活用する取組を支援します。
- (3) 我が国の食産業が海外展開するにあたり、カウンターパートとなる途上国の人材や、「日本方式」を途上国に導入する担い手となる人材を育成する取組を支援します。

(事業実施主体：民間団体、FAO(国際連合食糧農業機関)、ASEAN事務局等)

2. 飢餓・貧困対策への貢献

467(891) 百万円

- (1) 2018年までにアフリカのコメ生産を倍増(1,400万t→2,800万t)すべく、稲作の普及や統計整備等に取り組むほか、イモやマメの増産を支援します。
- (2) G20農業大臣会合で採択された「食料価格乱高下及び農業に関する行動計画」に基づく農業市場情報システム(AMIS)の実施に係る、途上国の取組を支援します。

(事業実施主体：FAO(国際連合食糧農業機関)、WFP(国連世界食糧計画)等)

3. 気候変動や越境性感染症等地球規模の課題への適切な対応

1, 423 (1, 828) 百万円

- (1) 持続可能な農業農村開発及び森林経営のための支援等に取り組みます。
- (2) アジア各国において獣医組織の能力強化等を行い、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の越境性感染症対策を推進します。
- (3) 途上国や地域漁業管理機関と協力し、マグロ等水産資源の持続的利用を推進します。
- (4) アジア地域での食品安全や動植物検疫関係の国際基準の普及を推進するとともに、国際基準策定への参画を支援します。
- (5) 東アジアにおける大規模災害等の緊急時に備えるためのASEAN+3による緊急米備蓄の体制確立への貢献及びその取組を支援します。

(事業実施主体：OIE (国際獣疫事務局)、ASEAN事務局、民間団体等)

[お問い合わせ先：大臣官房国際部国際協力課 (03-3502-5913)]

39 経営所得安定対策・日本型直接支払

経営所得安定対策の見直し及び多面的機能の維持に着目した日本型直接支払については、引き続き、平成26年度予算編成過程において検討を進めます。

経営所得安定対策・日本型直接支払については、現在、検討中であることから、関連施策は暫定的に前年度と同額で要求し、引き続き、平成26年度予算編成過程において制度設計を行い、これにより概算決定までに予算内容を確定することとします。

1. 経営所得安定対策 (所要額) 718,563 (718,563) 百万円
畑作物の直接支払交付金、水田活用の直接支払交付金、米の直接支払交付金、収入減少影響緩和対策、米価変動補填交付金の交付 等
2. 中山間地域等直接支払交付金 28,463 (28,463) 百万円
中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付
3. 農地・水保全管理支払交付金 28,163 (28,163) 百万円
地域共同による農地・農業用水等の管理、施設の長寿命化のための活動等を支援
4. 環境保全型農業直接支援対策 2,644 (2,644) 百万円
化学肥料及び農薬の5割低減とセットで行う地球温暖化防止等に効果の高い営農活動を支援

お問い合わせ先：

経営所得安定対策について 経営局経営政策課 (03-3502-5601)
日本型直接支払について 大臣官房政策課 (03-3502-5516)

40 畜産・酪農経営安定対策

【(所要額) 177,008(177,008)百万円】

対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある全ての生産者が将来にわたって経営を継続し、その発展に取り組むことができる環境を整備します。

< 背景 / 課題 >

- ・酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。
- ・これらの対策については、引き続き安定的に実施することが必要です。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産数量目標を達成

- 生乳の生産量(795万t(20年度)→800万t(32年度))
- 牛肉の生産量(52万t(20年度)→52万t(32年度))
- 豚肉の生産量(126万t(20年度)→126万t(32年度))
- 鶏卵の生産量(254万t(20年度)→245万t(32年度))

< 主な内容 >

1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳及びチーズ向け生乳を対象に助成金等を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填を行います。

持続的な経営を行う酪農家(飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付します。

加工原料乳生産者補給金	(所要額) 22,743(22,743)百万円
チーズ向け生乳供給安定対策事業	8,767(8,767)百万円
加工原料乳等生産者経営安定対策事業の継続	
持続的酪農経営支援事業	6,229(6,229)百万円

補助率: 定額、3/4以内、1/2以内

事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体、生乳生産者等

2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

肉用子牛生産者補給金	(所要額) 21,296(21,296)百万円
肉用牛繁殖経営支援事業	(所要額) 15,877(15,877)百万円

補助率: 定額、3/4以内

事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体

3 . 肉用牛肥育経営安定のための支援

(所要額) 86,942 (86,942) 百万円

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。また、一部の県において地域算定をモデル的に実施します。

肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業
補助率: 3 / 4 以内、定額
事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者

4 . 養豚経営安定のための支援

(所要額) 9,966 (9,966) 百万円

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。

養豚経営安定対策事業
補助率: 1 / 2 以内、定額
事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、肉豚生産者

5 . 採卵養鶏経営安定のための支援

5,189 (5,189) 百万円

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割以内を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し奨励金を交付します。

鶏卵生産者経営安定対策事業
補助率: 定額、1 / 4 以内
事業実施主体: 民間団体

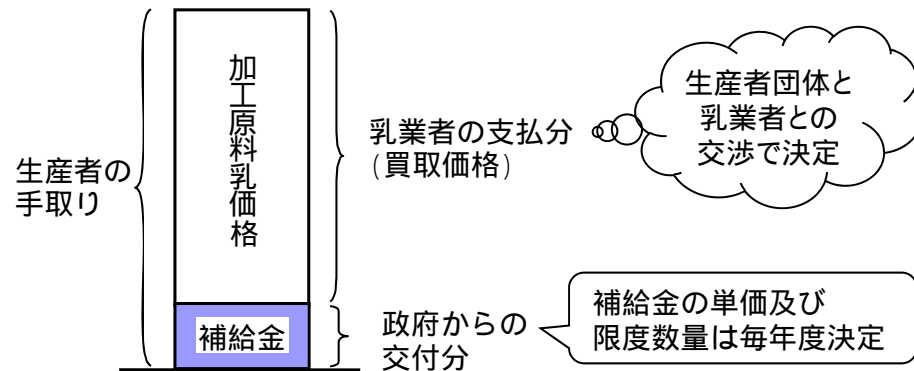
お問い合わせ先:

1 の事業	生産局牛乳乳製品課 (03 - 3502 - 5987)
2、5 の事業	生産局食肉鶏卵課 (03 - 3502 - 5989)
3、4 の事業	生産局畜産企画課 (03 - 3502 - 5979)

酪農の経営安定対策について

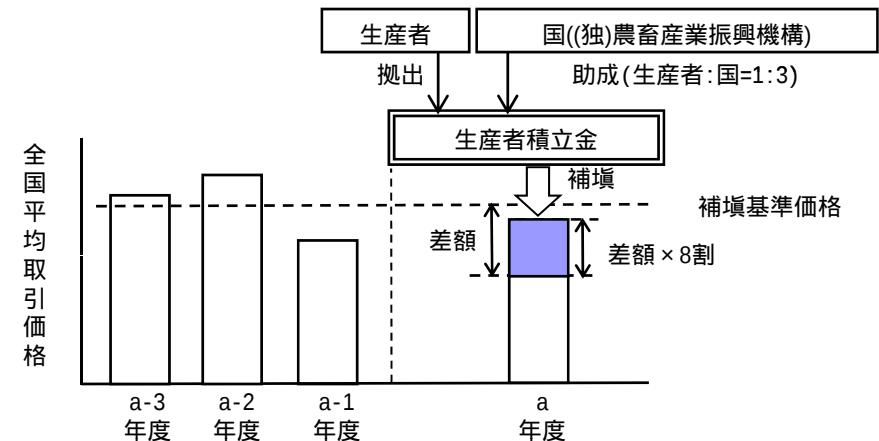
加工原料乳生産者補給金制度

加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳の生産者に補給金を交付。



加工原料乳等生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。



チーズ向け生乳供給安定対策事業

チーズ向け生乳供給安定対策

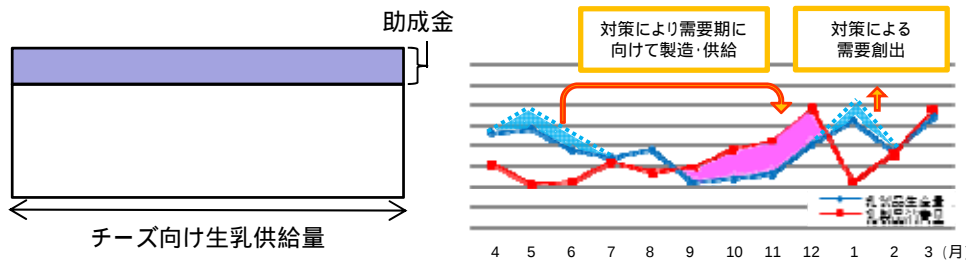
中長期的な需要創出の観点から、チーズ向け生乳供給量に応じて助成金を交付



生産者需給調整機能強化対策

生産者団体が乳製品を製造し適時に放出する取組や、不需要期の乳製品需要を創出する取組を支援

需給状況に応じて融通



持続的酪農経営支援事業

持続的な経営を行う酪農家(飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付。

対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

交付金単価

飼料作付面積1ha当たり15千円

肉用牛、養豚及び採卵鶏の経営安定対策について

肉用牛繁殖経営対策

(子牛価格)

発動基準

肉用牛繁殖経営支援事業

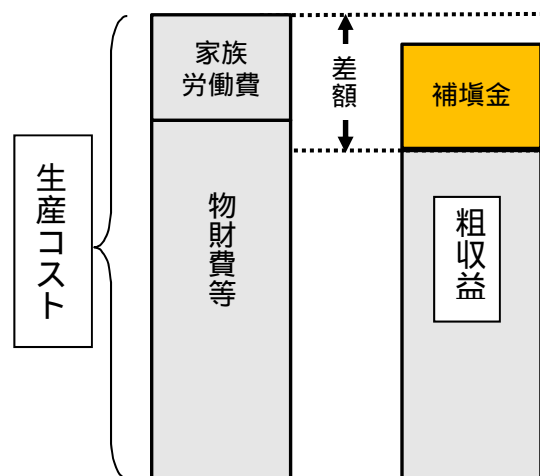
肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに設定)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

保証基準価格

肉用子牛生産者補給金制度

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに設定)が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付

肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業

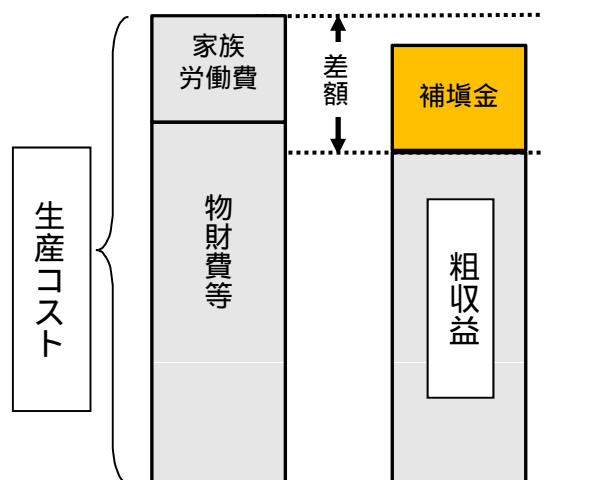


粗収益が生産コストを下回った場合に積立金(生産者1:国3)から差額の8割を補填

(注)原則として四半期ごと(当面は月ごと)に算定

一部の県において地域算定をモデル的に実施

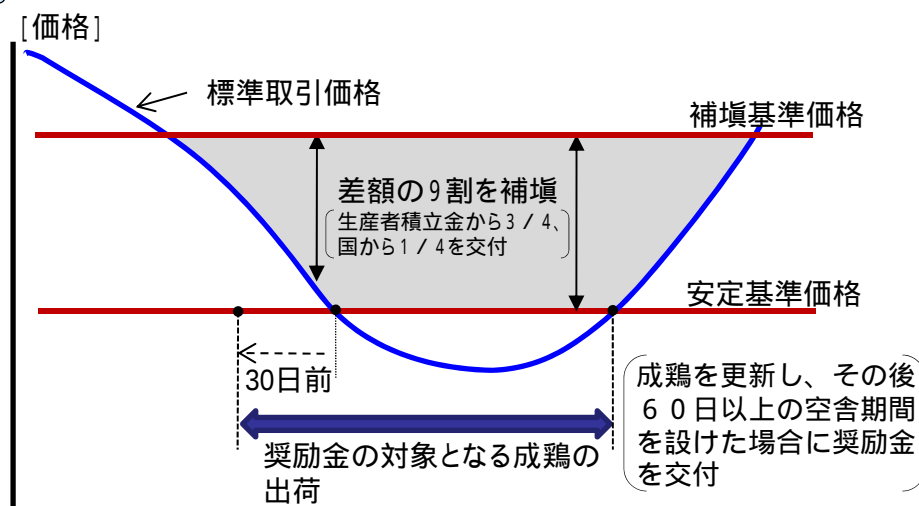
養豚経営安定対策事業



粗収益が生産コストを下回った場合に積立金(生産者1:国1)から差額の8割を補填

(注)四半期終了時に計算(前の四半期に発動がなかった場合は通算)

鶏卵生産者経営安定対策事業



41 飼料穀物備蓄対策事業

【1, 615 (1, 615) 百万円】

対策のポイント

畜産農家への配合飼料の安定供給を図るため、配合飼料の主原料である飼料穀物の一定量を備蓄します。

<背景／課題>

- ・我が国畜産経営の大宗が利用している配合飼料は、輸入依存度の高い飼料穀物を主原料としています。
 - ・また、飼料穀物の調達先が米国から南米等へと急速に移行しつつあり、これに伴い、脆弱なインフラ等に起因する輸送面での新たなリスクが顕在化しています。
 - ・このため、不測の事態における海外からの飼料原料の供給途絶や国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激なひっ迫等に備え、その主原料であるとうもろこし・こうりゃんの備蓄が必要です。
- ① 飼料穀物の輸入依存度・・・とうもろこし (100%)、こうりゃん (100%)
② 配合飼料の原料割合 (H24年度速報)・・・とうもろこし (43%)、こうりゃん (7%)

(これまでの対応事例)

- ・平成10年6月～
降雨量減少の影響で、米国から日本へ輸送される飼料穀物の大宗が通過するパナマ運河で長期間低水位状態が続き、運送事情が悪化した事態に対応。
- ・平成17年9月～
米国における飼料穀物の主要輸出港であるニューオーリンズをハリケーン「カトリナ」が襲来し、飼料穀物の積み出しが一時的に途絶したことから、飼料穀物の需給のひっ迫が懸念された事態に対応。
- ・平成23年3月～
東日本大震災により、東北地方の配合飼料工場が被害を受け、飼料供給がひっ迫した事態に対応し、他地域の飼料工場での配合飼料の増産と東北地方への円滑な供給を支援。
- ・平成24年10月～
飼料用とうもろこしの調達先の多元化に伴い、南米等の脆弱なインフラ等に起因する輸送遅延が生じた事態に対応。
- ・平成25年7月～
前年の飼料穀物の不作を受け、新穀の出回りまでの期間において、端境期における短期的な需給ひっ迫に対応（実施中）。

政策目標

不測の事態にあっても、畜産農家に安定的に配合飼料を供給

<主な内容>

飼料穀物を備蓄するために必要となる経費を助成します。

補助率：定額
事業実施主体：社団法人配合飼料供給安定機構
備蓄受託者（配合飼料メーカー等）

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課 (03-3591-6745)]

42 飼料増産総合対策事業

【1,625（1,470）百万円】

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、資源循環型で国内の飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

<背景／課題>

- ・畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は、酪農及び肉用牛生産において約4割となっており、飼料価格の高騰は、畜産経営に大きく影響します。
- ・牛等の反芻動物にとって必須の飼料である粗飼料については、飼料作物作付面積を105万haに拡大、単収を4,534kg/10aに向上させ自給率を100%とする目標を設定しています。この目標を達成するため、草地の生産性や飼料生産技術の向上等が課題となっています。
- ・濃厚飼料の原料は、その大半が海外からの輸入穀物等で、新興国等の穀物需給の増大や異常気象により世界的に穀物の価格上昇や供給の不安定等が見られます。このため、エコフィード（食品残さ等利用飼料）等の生産により国産飼料の拡大を図ります。

政策目標

飼料自給率の向上（26%（平成20年度） → 38%（平成32年度））

<主な内容>

1. 粗飼料の生産拡大

1,475（1,413）百万円

- （1）草地における飼料作物の大幅な収量増を図るための草地改良及びその効果を最大限引き出すための新品種等の優良飼料作物種子の活用に向けた取組、飼料用米等における農薬残留試験等の安全確保のための取組、コントラクター等の飼料生産技術者の資質向上を図る取組、配合飼料給与量を低減させる粗飼料生産・給与技術（スマートフィーディング）の実証、地域の大家畜生産のハブとしての公共牧場の機能強化を支援します。
- （2）飼料収穫作業等の作業受託を開始するコントラクターに対し受託面積に応じた支援を行うとともに、コントラクターやTMRセンターによる青刈りとうもろこし等の栄養価の高い良質な粗飼料の作付・利用拡大等に対して支援します。

草地生産性向上対策 815（610）百万円

国産粗飼料増産対策 660（803）百万円

補助率：定額、1／2、1／3等

事業実施主体：農業者集団、民間団体等

2. エコフィードの生産拡大と利用の促進

150（57）百万円

食品残さ等の分別方法の普及、食品残さ等の飼料化技術の確立、食品残さ等の飼料化事業者の技術向上、活用が進んでいない食品残さを原料としたエコフィードの増産等を支援します。

補助率：定額、1／2等

事業実施主体：農業者集団、民間団体等

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課（03-3502-5993）]

飼料増産総合対策事業（飼料自給率向上対策の推進）

食料・農業・農村基本計画（平成22年3月）では飼料自給率目標を38%（平成32年度）に設定

- 輸入飼料への依存体質から脱却し国内の飼料生産基盤に立脚した畜産を実現するため、国産飼料の生産・利用を拡大
- 飼料作物の生産拡大に向けて、作付拡大、生産性向上及び生産体制等の強化を推進

草地生産性向上対策（拡充）

- 高位生産草地等への転換
- 優良飼料作物種子の活用・飼料生産技術向上
（拡充：高能力な新品種を戦略的に普及する体制整備）
- 飼料作物種子・飼料用稲種子の調整保管
- 飼料生産技術者の資質向上支援
（拡充：・ 配合飼料給与量を低減させる粗飼料の生産・給与技術（スマートフィーディング）の実証
・ 地域の大家畜生産のハブとしての公共牧場の機能を強化）
- 飼料用米等の農薬残留試験



高位生産草地



種子の調整保管



飼料生産技術者の技術向上



乳用牛／採卵鶏
給与・残留試験



籾米残留試験



公共牧場による放牧

国産飼料基盤に
立脚した畜産の確立
飼料自給率26%→38%

粗飼料自給率
79%→100%
濃厚飼料自給率
11%→19%

国産粗飼料増産対策（拡充）

- 飼料生産組織の受託の開始支援
- 栄養価の高い良質な粗飼料（とうもろこし等）生産拡大等の支援（組替）



コントラクター



TMRセンター(プラント)



とうもろこし



ソルゴー

エコフィード 緊急増産対策（拡充）

- 食品残さ等の適正な分別の普及（拡充）
- 地域未利用資源の飼料化確立の支援
- 食品残さ等飼料化事業者の技術向上支援（新規）
- 活用が進んでいない食品残さ等によるエコフィードの増産支援（組替）



水分の高い食品残さ



分別が必要な食品残さ



43 野菜価格安定対策事業

【(所要額) 16,707(16,020) 百万円】

対策のポイント

野菜価格安定対策事業を円滑に推進するとともに、多様な担い手・産地の参加促進に向けた制度の運用見直しを行います。

<背景／課題>

- ・国民消費生活上、不可欠な野菜の安定供給を図るためには、野菜の価格が著しく低落した場合に生産者補給金等を交付すること等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和する野菜価格安定対策事業を円滑に推進していくことが重要です。
- ・本事業の運用に当たっては、野菜農家の経営安定に資する観点から、多様な担い手・産地の参加を促進させる仕組みづくりが求められています。

政策目標

生産及び出荷の安定を図ることにより市場入荷量の変動を抑制
(変動係数 1.8% (平成17年) →1.6%以下 (平成27年))

<主な内容>

1. 野菜価格安定対策事業の円滑な推進

野菜の生産及び出荷の安定と消費者への野菜の安定供給を図るため、平成25年度における生産者補給金等の交付額の再造成経費を確保することにより、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

2. 制度の運用見直し

(1) 野菜産地の構造の変化に対応した指定産地要件の見直し

産地リレーの補完産地や複合多品目産地の育成を図るため、本制度の措置以降、単収が約2割増加している実態に合わせ、これまでと同等の出荷数量を確保できる範囲として、指定産地の面積要件を現行の8割の水準まで引き下げます。

(2) 輸入急増野菜への支援強化（生産者負担割合の軽減）

経営基盤の強化を図るため、輸入が急増している生鮮野菜について、資金造成における生産者負担を軽減し、価格下落による経営への影響を緩和します。

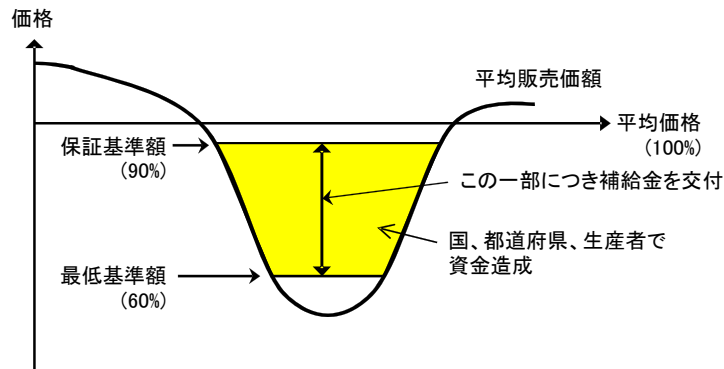
〔 補助率：65/100, 60/100, 50/100, 定額
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構 〕

[お問い合わせ先：生産局園芸作物課 (03-3502-5961)]

野菜価格安定対策事業 平成26年度 所要額 16,707百万円

野菜農家の経営安定対策・需給安定対策である本事業について、多様な担い手、産地の参加を促進するための制度の要件見直しを行うとともに、一部品目の生産者負担の軽減を図るなど保証の充実を図ります。

基本の仕組み



指定野菜（14品目）

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

特定野菜（35品目）

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

【現行の制度概要】

		指定野菜価格安定対策事業	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
対象野菜		指定野菜 14品目 国民消費生活上重要な野菜	特定野菜 35品目 地域農業振興上の重要性等から 指定野菜に準ずる重要な野菜
産地要件	面積	25ha(露地野菜)	5ha
	共同出荷割合	2/3	2/3
資金造成割合 (国:都道府県:生産者)		6/10 : 2/10 : 2/10	1/3 : 1/3 : 1/3 ※
平均価格		過去6力年の卸売市場価格を基礎に算出	
保証基準額		平均価格の90%	80%
最低基準額		平均価格の60%	55%
補填率		原則90%	80%

※ 特定野菜のうち、かぼちゃ、スイートコーン及びブロッコリーにあっては、国1/2、都道府県1/4、生産者1/4

【26年度の拡充内容】

1. 野菜産地の構造の変化に対応した指定産地要件の見直し

指定産地の面積要件:

(現行の8割水準)

露地野菜(葉茎菜類・根菜類) 25 ha ⇒ 20 ha 等 ※ 果菜類についても同様の引き下げ

2. 輸入急増野菜への支援強化(特定野菜の生産者負担の軽減)

対象品目: **アスパラガス** 資金造成の生産者負担割合 : 1/3 ⇒ 1/4

44 果樹・茶支援関連対策

【7, 018 (6, 830) 百万円】

対策のポイント

- ・ 優良品種等への転換を加速するため、果樹・茶の改植と未収益期間対策及び果実の加工流通対策を強化するとともに、果実の計画生産・出荷の推進や需給安定対策の的確な実施を図ります。
- ・ 茶において、輸出拡大や新需要開拓等に向けた輸出用茶園における茶の生産・加工技術や低コスト生産技術の導入、産地の実情に応じた生産体制の強化等を促進します。

<背景／課題>

- ・ 永年性作物である果樹や茶は、価格の下落等により農業所得が低下し、収益性が悪化していることから、未収益期間を伴う改植が進まない状況となっています。
- ・ また、国産茶においては、海外から高い評価を受けているものの、茶園の老齢化や規模拡大の遅れ等により、輸出用茶生産等への取組が進まない状況となっています。

政策目標

- 栽培面積のうち優良品目・品種への転換面積の増加
(果樹：0.8% (平成23年度) → 3% (平成26年度))
(茶：0.5% (") → 2.6% ("))
- 茶の輸出額の増加
(50.5億円 (平成24年) → 150億円 (平成32年))

<主要内容>

1. 果樹・茶における改植及び未収益期間対策 [拡充]
果樹・茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図る観点から、消費者ニーズに対応した優良品目・品種への転換、高品質化を加速するため、改植及び未収益期間に対する支援を行います。また、果樹の自然災害時の改植について、産地の実情に応じた運用改善を図ります。併せて、茶農業経営の体質強化に向けた規模拡大に対する支援を行います。
2. 果樹産地の構造改革や果実の需給安定及び加工流通対策 [拡充]
果樹について、小規模土地基盤整備、計画生産・出荷の推進や緊急的な需給調整対策、自然被害果実の流通対策、品質保持技術を活用したカットフルーツ等の新たな需要に対応した取引形態の実証等の加工流通対策を総合的にを行います。
3. 茶農業の生産体制強化・安定化支援 [新規]
輸出拡大や新しい需要の開拓等、攻めの茶農業の展開のための輸出用茶園における海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術や低コスト生産技術の導入、産地の気象条件等の実情に応じた生産体制の強化等に対する支援を行います。

補助率：定額、6/10、1/2、1/3
事業実施主体：農業者団体、(公財) 中央果実協会

お問い合わせ先：
果樹対策分 生産局園芸作物課 (03-3502-5957)
茶対策分 生産局地域作物課 (03-6744-2117)

果樹・茶支援関連対策

果樹対策

永年性作物である果樹については、資材費高騰や価格の下落等により農業所得が低下し、収益性が悪化していることから、未収益期間を伴う改植等が進まない状況となっているため、支援対策を実施することで改植等を促進し、産地の収益力の強化と農家の経営安定を図る。

競争力のない品種の供給は価格低迷を招くとともに、品目全体等の価格にも悪影響。

→優良品目・品種転換が急務。

例：かんきつ りんご
極早生→不知火(デコポン) つがる→シナノスイート
【長崎、熊本 他】 【青森、長野 他】

産地でまとまった改植を行い、出荷数量の確保を図る必要があるが、収益性の悪化により取組が進まない状況。

産地の体質強化に向けた改植等を促進するとともに、未収益期間に対する支援を実施

<改植に要する経費に対する支援>

- ・ 2 2 万円/10a (みかん)
 - ・ 3 2 万円/10a (りんごわい化栽培)
 - ・ 1 6 万円/10a (りんご普通栽培)
 - ・ 1 / 2 以内 (その他果樹)
- ※ 自然災害時の改植について、産地の実情に応じて弾力的に運用。

<高接、廃園、小規模園地整備等に要する経費に対する支援>

- ・ 高接：1 / 2 以内
- ・ 条件不利園地の廃園：1 0 万円/10a (みかん)
8 万円/10a (りんご)
1 / 2 以内 (その他果樹)
- ・ 小規模園地整備 (園内道の整備、傾斜の緩和、土層改良) 等：1 / 2 以内

<未収益期間に対する支援>

5 万円/10a × 改植の翌年から 4 年分 (下限面積：5 a)
※面積単価 × 支援年数を初年度に一括交付

(参考1) 未収益期間
5年程度 (早期成園の場合)

(参考2) 改植後の育成経費 (肥料代など)
10万円/10a程度

茶対策

茶については、品質向上や魅力ある商品づくり等により収益性の強化を図ることが喫緊の課題。
そのため、茶園の若返りや競争力のある品種への転換のための茶樹の改植等が促進されるよう、未収益となる期間についての支援及び改植に対する支援を実施。

26年度以降は、これらの支援に加え、放任茶園等を活用して経営規模を拡大する場合の新植に対する支援等を実施。

さらに、輸出促進や生産コスト低減への取組も支援。

<改植・未収益期間に対する支援>

26年度以降も引き続き、改植に要する経費及び改植等の未収益期間に対する支援を実施

[改植の場合] 改植に要する経費の支援 12万円/10a
未収益期間に対する支援 4 万円/10a × 3 年分

<新たな支援>

放任茶園等を活用して経営規模を拡大する場合の新植への対応や、品種転換を伴う未収益期間への支援を加算

輸出拡大に向けた取組支援

・輸出用茶園における海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術の導入を支援

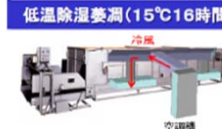
複合病害虫抵抗性
品種の導入



サイクロン式害虫
吸引機械の導入



萎凋処理による香りを発現
させる加工技術の導入



国内マーケットの創出に向けた取組支援

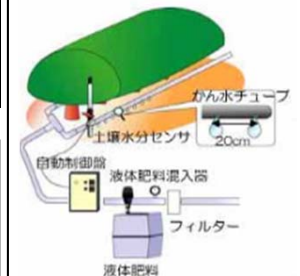
・発酵茶(紅茶)や半発酵茶(烏龍茶)に適した品種の栽培技術、発酵茶用の加工機器の導入、
・機能性成分を有する品種の機能性成分を高める栽培技術や加工技術の導入等を支援

産地の実情に応じた生産体制の強化

・中山間地域における防霜ファンなど、産地の気象条件等に応じた生産体制の強化・安定化の取組を支援

生産コストの低減に向けた取組支援

・茶樹の根元にピンポイントで最適な時期に適量の施肥をする点滴施肥技術の導入等を支援



45 甘味資源作物生産者等支援安定化対策

【8, 129 (7, 231) 百万円】

対策のポイント

甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営の安定並びに砂糖の安定供給の確保を図ります。

<背景／課題>

- ・(独) 農畜産業振興機構は、安価な輸入糖等から徴収する調整金と国からの交付金を財源として、甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対して交付金を交付する業務を実施しています。
- ・甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営の安定並びに砂糖の安定供給の確保を図るため、この業務の継続的・安定的な運営が必要です。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産数量目標を達成

○てん菜の生産量（精製糖換算）

（74万t（平成20年度）→ 64万t（平成32年度））

○さとうきびの生産量（精製糖換算）

（19万t（平成20年度）→ 20万t（平成32年度））

<主な内容>

1. 甘味資源作物・国内産糖調整交付金 8, 092 (7, 194) 百万円

国内産糖と輸入糖との大幅な内外コスト格差を調整するため、(独) 農畜産業振興機構が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対し交付する甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を(独) 農畜産業振興機構に対して交付します。

（補助率：定額
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構）

2. さとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業

37 (37) 百万円

さとうきび及びでん粉原料用かんしょに係る生産者交付金の交付申請を円滑に行うため、代理申請者の申請・支払事務経費への支援を行います。

（補助率：定額
事業実施主体：生産者団体等）

[お問い合わせ先：生産局地域作物課 (03-3502-5963)]

46 都市農村共生・対流総合対策交付金

【2,300(1,950)百万円】

対策のポイント

福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進するため、重点対策として各省連携プロジェクトを実施します。

<背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、消費者・都市住民においては、付加価値の高い観光、教育、福祉等へのニーズが増大するとともに、地域の絆を重視する傾向が生じています。
- ・このため、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動を支援して、都市と農村の共生・対流を総合的に推進し、地域の活性化を図る必要があります。
- ・子どもの農山漁村宿泊体験や福祉農園の開設、空き家・廃校を活用した滞在型交流農園の整備等、福祉・教育・観光等と連携した取組については、関係省庁と連携して重点的に支援する必要があります。

政策目標

全国500地域において、都市と農村の共生・対流を通じた所得・雇用の増大を実現（平成25～29年度）

<事業メニュー>

1. 集落連携推進対策：農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉・教育・観光等に活用する地域の手づくり活動を支援。
2. 人材活用対策：地域外の人材や意欲ある都市の若者の長期的な受け入れを支援。
3. 施設等整備対策：活動拠点施設の確保のため、空き家・廃校等の補修等を支援。
4. 広域ネットワーク推進対策：地域を越えた人材の活用、優良事例の情報受発信等を支援。

（補助率：1,2,4の事業 定額（1地区あたり上限800万円、250万円 等）
3の事業 1/2以内（1地区あたり上限2,000万円 等）
事業実施主体：1,2,4の事業 地域協議会、農業法人、NPO 等
3の事業 地域協議会、地域協議会の構成員（市町村等） 等）

【各省連携プロジェクト】

○子ども農山漁村交流プロジェクト

小学生の農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進するため、農山漁村における宿泊体験施設・教育農園、受入体制の整備等を支援

（総務省：送り手・受入側の地方自治体への特別交付税措置等
文部科学省：送り手側（学校）への宿泊体験活動支援等）

○「農」と福祉の連携プロジェクト

高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着に向け、福祉農園の開設・整備、福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援

（厚生労働省：活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等と福祉施設の連携を支援）

○空き家・廃校活用交流プロジェクト

農村の空き家、廃校等の地域資源を活用し、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として住みよい環境づくりを推進するため、滞在型交流農園等の整備や農地等の掘り起こし、あっせん等を支援。

（総務省：過疎地域の活性化への取組支援
文部科学省：廃校に係る情報提供等
国土交通省：集落地域の「小さな拠点」形成のためのプランづくり
既存公共施設を活用したワンストップサービス施設の整備
厚生労働省：廃校等を活用した高齢者関係施設、児童福祉施設等の整備
経済産業省：商店街空き店舗への店舗誘致等を支援）

お問い合わせ先：

農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）
農村振興局中山間地域振興課（03-3502-6005）

47 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【7, 000 (6, 233) 百万円】

対策のポイント

- 農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的な取組を支援します。
- 重点対策として、各省連携プロジェクトを実施し、福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の活性化を推進するためには、農林漁業者等のニーズを踏まえて、地域の創意工夫と主体的な取組によるきめ細やかな条件整備への支援が必要であり、また、農山漁村・農林漁業の有する多面的機能を活用し、地域間の交流を推進することが必要です。
- ・地域コミュニティ・集落を再生し、活力ある農山漁村の構築を図るため、福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流を推進することが必要です。
- ・特に、中山間地域等では、地域の6次産業化への新たな取組の活動基盤の強化が不可欠であることから、廃校等の一層の活用と既存施設の再編等を組合せ、暮らしやすく使い勝手のよい多機能な集落拠点づくりを支援する必要があります。

政策目標

全国250市町村において、定住、交流に資する農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出（平成24～28年度）

<事業メニュー>

1. 生産基盤及び施設の整備：定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備等を支援します。
2. 定住環境の整備：定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備を支援します
3. 地域間交流等の促進：地域間交流の拠点となる施設等の整備を支援します。

（補助率：定額（定額、1／2等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体、等）

【各省連携プロジェクト】

○子ども農山漁村交流プロジェクト

小学生の農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進するため、受入側の宿泊体験施設・教育農園等の充実・整備

（総務省：送り手・受入側の地方自治体への特別交付税措置等
文部科学省：送り手側（学校）への宿泊体験活動支援等）

○「農」と福祉の連携プロジェクト

高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着に向けて、高齢者の生きがい等を目的とする農園等の整備

（厚生労働省：活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等と福祉施設の連携を支援）

○空き家・廃校活用交流プロジェクト

農村の空き家、廃校等の地域資源を活用し、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として住みよい環境づくりを推進するため、廃校等の地域資源の活用と散在する既存施設の再編等を組み合わせた多機能な集落拠点強化施設等の整備

（総務省：過疎地域の活性化への取組支援
文部科学省：廃校に係る情報提供等
国土交通省：集落地域の「小さな拠点」形成のためのプランづくり
既存公共施設を活用したワンストップサービス施設の整備
厚生労働省：廃校等を活用した高齢者関係施設、児童福祉施設等の整備）

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官（03-3501-0814）]

48 「農」のある暮らしづくり交付金

【600（550）百万円】

対策のポイント

交流農園・福祉農園の整備などを通じて都市農業の振興を図るため、国土交通省、厚生労働省との連携の下、2つの重点プロジェクトを実施します。

<背景／課題>

- ・社会の高齢化・成熟化が進み、国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では「農」のある暮らしを楽しみたいとの要望が拡大しています。また、高齢者や障害者の介護・福祉等を目的とした福祉農園に対するニーズも高まっています。
- ・このような要請に応えるため、関係省庁と連携して、交流農園等の整備や福祉農園の拡大・定着を進めていく必要があります。

政策目標

都市的地域における市民農園の区画数の拡大
(15万区画（平成23年度）→20万区画（平成29年度）)

<事業メニュー>

1. 「農」のある暮らしづくり推進対策

都市の住民が「農」と触れあう機会を増やしていくため、住民、NPO、農業者等が取り組む多様な活動や付随する簡易な施設の整備を支援

2. 「農」のある暮らしづくり整備対策

①市民が多様な目的で「農」と関わるための施設（交流農園、福祉農園、教育農園等）、②地元産農産物の生産・加工・流通を促進するための施設、③「農」の持つ公益的機能を維持増進するための施設等について、その整備に要する経費を支援

3. 「農」のある暮らしづくり支援対策

「農」を楽しめる暮らしづくりを全国で推進するため、専門家の派遣、講習会の開催、都市農業に関係する情報の整備等の活動を支援

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：農園開設予定者、NPO、特例子会社、社会福祉法人
農業者・農業法人、市町村、民間団体等

【各省連携プロジェクト】

○「農」を楽しめるまちづくりプロジェクト

「農」のある暮らしを楽しみたいという都市住民のニーズに応え、円卓会議等での住民参加による計画策定と、当該計画に基づく交流農園、農産物直売所等の整備を支援

国土交通省：生産緑地の買取りによる農業公園の整備を支援
都市機能の集約に伴う郊外部での建物除却費用を支援
(除却後、農林水産省の支援により市民農園を整備)

○「農」と福祉の連携プロジェクト

高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着に向け、福祉農園の開設・整備、福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援

(厚生労働省：活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等と福祉施設の連携を支援)

お問い合わせ先：

農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)

都市と農山漁村の共生・対流、都市農業の推進 〔各省連携プロジェクト〕

福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進するため、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」及び「『農』のある暮らしづくり交付金」を活用し、重点対策として4つの各省連携プロジェクトを実施。

1. 子ども農山漁村交流プロジェクト

対策のポイント

小学生の農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進し、子どもを中心に世代が触れ合う活発な交流を推進。

政策目標：これまでの実績を踏まえ、小学生の宿泊体験活動をさらに拡大。

<主な内容>

1. 農山漁村における宿泊体験施設等の整備（ハード）
 - ・小学生を受け入れる農山漁村地域側の宿泊体験施設・教育農園等の充実・整備
2. 農山漁村における受入体制整備等（ソフト）
 - ・小学生を受け入れる農山漁村地域側の受入体制の整備、農林漁業体験等プログラムの開発、農家民宿の開業、体験に係る人材の活用・育成等を支援

都市農村共生・対流総合対策交付金	2,300(1,950)百万円の内数
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	7,000(6,233)百万円の内数

<各省との連携>

- (1) 総務省：送り手・受入側の地方自治体への特別交付税措置等
- (2) 文部科学省：送り手側（学校）への宿泊体験活動支援等

2. 「農」と福祉の連携プロジェクト

対策のポイント

高齢者・障害者のための福祉農園の全国展開を加速。

政策目標：平成30年までに、福祉農園の利用者数を新たに1万人拡大。

<主な内容>

1. 福祉農園等の整備（ハード）
 - ・高齢者の生きがい及び障害者の就労・雇用を目的とする福祉農園等の開設・整備
2. 研修会の開催や人材派遣（ソフト）
 - ・福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、福祉施設への農業専門家の派遣等を支援

都市農村共生・対流総合対策交付金	2,300(1,950)百万円の内数
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	7,000(6,233)百万円の内数
「農」のある暮らしづくり交付金	600(550)百万円の内数

<各省との連携>

- 厚生労働省：活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等と福祉施設の連携を支援

3. 空き家・廃校活用交流プロジェクト

対策のポイント

空き家・廃校等を地域資源として、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として活用する取組を支援。

政策目標：廃校等を活用した定住・交流人口増(平成30年までに80万人)

<主な内容>

1. 廃校等の地域資源の活用（ハード）

- ・福祉・教育・観光等との連携により、廃校等の地域資源の活用と散在する既存施設の再編等を組み合わせた多機能な集落拠点強化施設の整備を支援
- ・耕作放棄地等を活用した滞在型交流農園や交流施設の整備を支援

2. 情報発信の強化（ソフト）

- ・田舎暮らし希望者への農地の掘り起こし・あっせん等や、商店街の空き店舗を利用したアンテナショップを情報発信基地として活用する取組等を支援

（都市農村共生・対流総合対策交付金 2,300(1,950)百万円の内数）
（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 7,000(6,233)百万円の内数）

<各省との連携>

- (1) 総務省：過疎地域の活性化への取組支援
- (2) 文部科学省：廃校に係る情報提供等
- (3) 国土交通省：集落地域の「小さな拠点」形成のためのプランづくり
既存公共施設を活用したワンストップサービス施設の整備
- (4) 厚生労働省：廃校等を活用した高齢者関係施設、児童福祉施設等の整備
- (5) 経済産業省：商店街空き店舗への店舗誘致等を支援

4. 「農」を楽しめるまちづくりプロジェクト

対策のポイント

都市にあって住民が日常的に「農」のある暮らしを楽しめるよう、円卓会議等での住民参加による計画策定と、交流農園、直売所等の整備を推進。

政策目標：平成30年までに、『「農」を楽しむまちづくり計画(仮称)』を100自治体で策定

<主な内容>

1. 交流農園等の整備（ハード）

- ・交流農園、農産物直売所等の整備を支援
- ・都市機能の集約のために除却された建物跡地での市民農園等の整備を支援

2. 計画策定支援（ソフト）

- ・地方自治体における、円卓会議等での住民参加による計画策定を支援

（「農」のある暮らしづくり交付金 600(550)百万円の内数）

<各省との連携>

- 国土交通省：生産緑地の買取りによる農業公園の整備を支援
都市機能の集約に伴う郊外部での建物の除却費用を支援

（お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課 (03-3501-3729)
農村振興局中山間地域振興課(03-3501-8359)
農村振興局農村整備官 (03-3501-0814)）

都市と農山漁村の共生・対流、都市農業の推進〔各省連携プロジェクト〕

○ 福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進するため、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」及び「『農』のある暮らしづくり交付金」を活用し、重点対策として4つの各省連携プロジェクトを実施。

農山漁村の現状

- ・人口の減少・高齢化、集落機能の低下
- ・農業所得の減少
- ・社会インフラの老朽化
- ・廃校等遊休資源の増加
- ・美しい農村資源の保全・継承が困難化
- ・都市との交流に関心



消費者・都市住民のニーズ

- ・農山漁村へ訪問することへの関心
- ・農山漁村での子ども体験学習への関心
- ・農業園芸活動の心身へのリハビリ効果
- ・団塊世代等の農山漁村への定住希望
- ・若者の農業への関心
- ・美しい農村景観から得られるやすらぎ

重点対策としての各省連携プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

- 小学生の農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進
- ・農山漁村における宿泊体験施設・教育農園等の充実・整備、受入体制の整備等



子どもの体験学習

各省との連携

- 総務省：送り手・受入側の地方自治体への特別交付税措置等
- 文部科学省：送り手側(学校)への宿泊体験活動支援等

「農」と福祉の連携プロジェクト

- 高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着を推進
- ・福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等、福祉農園の開設・整備



高齢者生きがい農園

各省との連携

- 厚生労働省：高齢者・障害者の活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等と福祉施設の連携を支援

空き家・廃校活用交流プロジェクト

- 農村の空き家・廃校等地域資源を活用し、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として住みよい環境づくりを推進
- ・既存施設の再編等を組み合わせた多機能な集落拠点強化施設等の整備
- ・滞在型交流農園の整備や、田舎暮らし希望者への農地等の掘り起こし、あっせん等を支援



交流施設等への
廃校活用

各省との連携

- 総務省：過疎地域の活性化への取組支援
- 文部科学省：廃校情報の提供等
- 国土交通省：「小さな拠点」形成のプランづくり等
- 厚生労働省：廃校等を活用した高齢者関係施設、児童福祉施設等の整備
- 経済産業省：商店街空き店舗への店舗誘致等を支援

「農」を楽しめるまちづくりプロジェクト

- 都市の住民が日常生活の中で「農」を楽しめるまちづくりを推進
- ・地方自治体における、円卓会議等での住民参加による計画策定を支援
- ・交流農園、農産物直売所等の整備を支援



交流農園の整備

各省との連携

- 国土交通省：生産緑地の買取による農業公園の整備や都市機能の集約に伴う郊外部での建物の除却を支援

(集落・地域コミュニティの再生)
活力ある農山漁村の構築

- ◆交流人口の増大
- ◆農山漁村の雇用の増大
- ◆農林漁業者の所得の増大
- ◆交流農園等の拡大

49 美しい農村再生支援事業 [新規]

【2, 000 (一) 百万円】

対策のポイント

農村が有する棚田等の水や緑の農村景観、歴史・文化的な建造物、生物多様性等の総合的な価値を現代的に意義づけし、農村の付加価値として新たに蘇らせる取組を支援します。

<背景／課題>

- ・地域に受け継がれてきた棚田、歴史ある水利構造物、美しい水辺空間、豊かな二次的自然等は、日本社会の形成過程や伝統文化、経験に裏打ちされた持続可能な資源管理の方法などを今に伝えるとともに、農村の総合的な価値を構成しています。
- ・しかしながら、農村地域では、過疎化・高齢化が急速に進行しており、このような価値がますます希少化するとともに、その保全・継承が困難化しています。
- ・農村の景観、伝統、自然等の価値の現代的な意義を評価し、現代及び将来の日本社会に提供する農村の付加価値として再生するとともに、継続的に活用するため、関係省庁とも連携し、美しく伝統ある農村を次世代に継承する取組を支援する必要があります。

政策目標

年間100地域で、農村の総合的な価値の再生・継承に向けた取組を実施（平成26年度～30年度）

<主要内容>

1. 残したい農村資源の保全・復元（ハード） 1, 700 (一) 百万円
農村の有する景観や伝統等に着目し、それらの付加価値を再生・向上させる観点から、将来に残すべき棚田・棚池や水路・ため池等の保全・復元、継承に向けた整備を支援します。

（補助率：1／2等
事業実施主体：地方公共団体等）

2. 農村の価値の向上・継承（ソフト） 300 (一) 百万円
地域住民を巻き込みながら、整備された施設等の活用を通じて、農村の総合的な価値を向上・継承するための活動計画づくり・体制整備等に向けた取組を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体等）

<各省との連携>

文部科学省：歴史的風致の維持・向上
国土交通省：歴史的風致の維持・向上、良好な景観の形成
環境省：良好な景観の形成、生物多様性の保全・活用

[お問い合わせ先：農村振興局中山間地域振興課 (03-3501-8359)]

美しい農村再生支援事業(新規)

平成26年度概算要求額【2,000(一)百万円】

現状と課題

- 歴史ある水利構造物や美しい水辺空間、豊かな二次的自然等は、農村の総合的な価値を構成。
- 農村地域では、過疎化・高齢化が急速に進行しており、このような価値がますます希少化するとともに、その保全・継承が困難化。
- 農村の景観、伝統、自然等の価値の現代的な意義を評価し、現代及び将来の日本社会に提供する農村の付加価値として再生するとともに、継続的に活用するため、関係省庁とも連携し、美しく伝統ある農村を次世代に継承する取組を支援する必要。

【農村の総合的な価値のイメージ】



＜支援内容＞

- ◆ 農村が有する総合的な価値の再生・向上を、市町村が策定するマスタープラン等に基づき支援

1. 残したい農村資源の保全・復元 (ハード:補助率 1/2等)

- 将来に残すべき棚田や水路・ため池等の保全・復元等を、地域の創意工夫を活かしたきめ細かな取組を含めて支援。

2. 農村の価値の向上・継承 (ソフト:補助率 定額)

- 農村景観・資源を継続的に活用するための住民参加による活動計画づくり、体制整備等に向けた取組を支援。

【各省との連携】

- ・歴史的風致の維持・向上 (文科省、国交省)
- ・良好な景観の形成 (国交省、環境省)
- ・生物多様性の保全・活用 (環境省)

農村の付加価値の再生・向上

地域住民のみならず、都市住民にも魅力ある農村環境の形成・継承

50 農山漁村活性化再生可能エネルギー導入等促進対策

【1, 256（1, 175）百万円】

対策のポイント

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進します。

<背景／課題>

- ・地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図ることは、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域活性化に寄与することが期待されます。
- ・農山漁村に豊富に存在する資源を活用した再生可能エネルギーを最大限活用することにより、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化につなげていくことが重要です。
- ・また、農山漁村における再生可能エネルギーを活用した取組を将来更に広げるとともに、災害時における活用を図るためには、関係府省とも協力して、地域づくりの運動につなげていくなどの取組を進めていくことが重要です。

政策目標

- 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を平成30年度に全国100地区実現
- 小水力等発電の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成を平成28年度までに約1,000地域で着手

<主な内容>

1. 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 253（165）百万円
（1）地域における活動への支援 217（150）百万円

発電事業に意欲を有する農林漁業者やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体、地方公共団体 ）

（2）ワンストップ窓口の設置及びワークショップの開催

36（15）百万円

発電技術・法令・制度等を習得するための研修会や個別相談の実施など事業構想から運転開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体 ）

<各省との連携>

- 環境省
 - ・地域のニーズや特性を活かした地域協働による低炭素地域づくりのための計画策定等を支援
 - ・当該計画の実現に必要な設備導入等を支援

[平成26年度予算概算要求の概要]

2. 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 1, 0 0 3 (1, 0 1 0) 百万円

(1) 小水力等発電の調査設計等への支援 5 7 3 (8 7 5) 百万円

小水力等発電施設の整備に係る適地選定、概略設計、各種法令に基づく協議等の取組への支援を行います。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

(2) 土地改良区等技術力向上支援〔新規〕 2 0 0 (一) 百万円

小水力等発電施設の導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修会や専門技術者派遣による現地指導等の取組への支援を行います。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

(3) 自立・省エネ型集落排水施設実証への支援 2 3 0 (1 3 5) 百万円

災害時における汚水処理施設の長期間にわたる機能停止に対応するため、農業集落排水施設における再生可能エネルギーの活用による処理機能維持手法の実証の取組への支援を行います。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

<各省との連携>

○ 環境省 ・合併処理浄化槽の台帳システムの整備による災害対応の強化

お問い合わせ先：
1 の事業 食料産業局再生可能エネルギーグループ (0 3－6 7 4 4－1 5 0 7)
2 の事業 農村振興局農村整備官 (0 3－6 7 4 4－2 2 0 9)

51 地域バイオマス産業化推進事業

【1, 152(1, 280)百万円】

対策のポイント

地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援します。

<背景／課題>

- ・地域バイオマスの産業化のためには、関係事業者・自治体等の連携により、経済性のある原料収集から製造・利用までの一貫システムを確立する必要があります。
- ・7府省が共同で地域を選定し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を連携して支援します。

※7府省：内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

政策目標

- 平成29年度までに約100地区でのバイオマス産業都市の構築
- 平成32年までに約5,000億円規模のバイオマス関連産業の創出

<主な内容>

1. 地域バイオマス産業化支援事業

30(30)百万円

(1) 地域段階の取組

21(21)百万円

バイオマス産業都市の構築を目指す地域（市町村・企業連合等）による構想づくりを支援します。

(2) 全国段階の取組

9(9)百万円

バイオマス産業都市等のネットワーク化と普及のための活動（データベース構築、連絡協議会、シンポジウムの開催等）を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

2. 地域バイオマス産業化整備事業

1, 122(1, 250)百万円

7府省による選定地域におけるプロジェクトの推進に必要な施設整備や地域循環型燃料の地産地消の取組を支援します。

（補助率：1／2以内
事業実施主体：民間団体等）

<各省との連携>

- 7府省との連携（内閣府、総務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省）
- ・7府省が共同で地域を選定し、各府省の施策のマッチング等により、バイオマス産業都市の構築を連携して支援。

お問い合わせ先：

食料産業局バイオマス循環資源課（03-6738-6479）

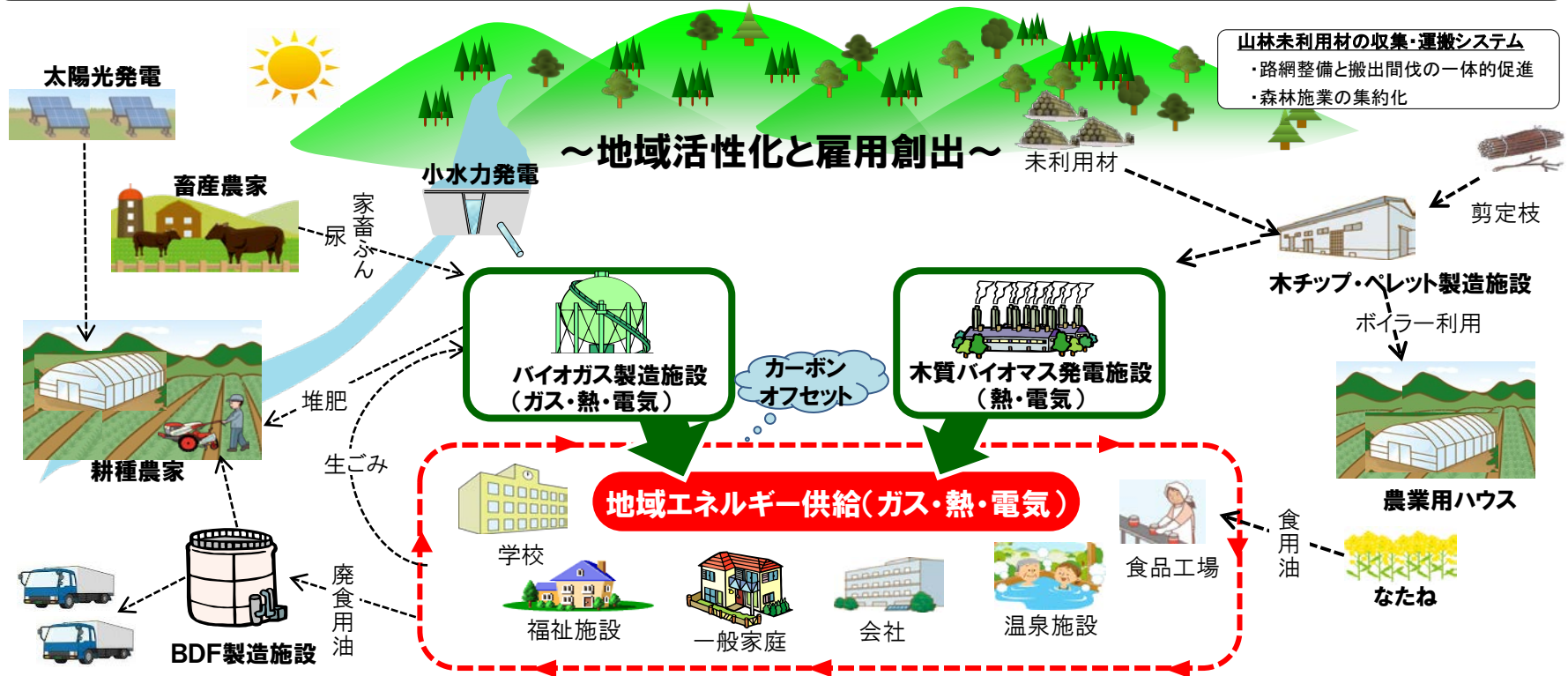
地域バイオマス産業化推進事業

～バイオマス産業を軸としたまちづくり・むらづくり～

平成26年度概算要求額
1,152百万円

- バイオマス産業都市とは、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域。
- 今後5年間に約100地区のバイオマス産業都市の構築を目指し、関係府省が共同で地域を選定し連携して支援。

※関係府省：内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省



地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型エネルギーの強化

52 消費・安全対策交付金

【2, 131 (2, 096) 百万円】

対策のポイント

地方の自主性の下、①国産農畜水産物の安全性の向上、②家畜の伝染性疾病と病害虫の予防及びまん延防止、③食品トレーサビリティの取組の普及、④地域における食育の推進を支援します。

＜背景／課題＞

- ・安全な食料を将来にわたって安定的に供給するため、食料供給の各段階を通じて、科学的知見に基づくリスク管理措置等の適切な取組を進める必要があります。
- ・地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じ、機動的かつ総合的に実施していくことが大切です。

政策目標

- 国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害化学物質・有害微生物の摂取量が許容範囲を超えないよう抑制
- 家畜・養殖水産物の伝染病や農作物の病害虫の発生予防・まん延防止
- 入出荷記録の作成・保存による食品トレーサビリティの促進
- 日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（平成27年度までに27%）

＜主な内容＞

1. 食の安全・消費者の信頼確保対策の総合的な推進

1, 779 (1, 744) 百万円

次の各分野について、都道府県等が地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を実施することに対し支援します。都道府県等の裁量の下で事業メニューの選択、事業実施地区の採択、地区別の交付金配分、地方が提案する独自の事業メニューの実施が可能です。

(1) 国産農畜水産物の安全性の向上

(2) 家畜の伝染性疾病・病害虫の予防・まん延防止

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時のまん延防止対策、ブルームックスウイルスやカンキツグリーニング病菌等の緊急防除等に活用できます。

また、農産物の輸出解禁協議等のために必要な病害虫発生状況調査や防除等の取組に活用できます。

(3) 食品トレーサビリティの取組の普及

交付率：定額（10／10、9／10以内、1／2以内、1／3以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等

2. 地域における食育の推進

352 (352) 百万円

食育推進リーダーの育成・活動支援や地域でのネットワーク作り等を支援するとともに、食や農林水産業への理解を深めるため、生産の場における食育活動である教育ファーム等を支援します。

交付率：定額（1／2以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等

お問い合わせ先：

- | | | |
|------|--------------|----------------|
| 1の事業 | 消費・安全局総務課 | (03-3591-4830) |
| 2の事業 | 消費・安全局消費者情報官 | (03-3502-5723) |

53 家畜衛生総合対策

【5, 624 (5, 352) 百万円】

対策のポイント

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病的発生予防・まん延防止対策、それを支える産業動物獣医師の育成・確保を図ることにより、畜産振興及び畜産物の安定供給に寄与します。

<背景／課題>

- 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等については、近隣のアジア諸国では最近も継続的に発生しており、人や物、渡り鳥等を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況にあることから、引き続き、家畜の伝染性疾病的発生予防・まん延防止対策を徹底することが重要です。
- また、これらの対策を支えるためには、産業動物獣医師の育成・確保を図ることが必要です。

政策目標

- 家畜の伝染性疾病的発生予防・まん延防止対策を徹底
- 産業動物分野に就業する獣医師の確保

<主な内容>

1. 家畜の伝染性疾病的発生予防・まん延防止 [拡充]

5, 283 (5, 084) 百万円

- 畜産物を輸出する際の相手国からの要求等に応えるため、近年発生が増加している牛白血病や牛ウイルス性下痢・粘膜病を含めた家畜の伝染性疾病的の清浄化対策を推進するとともに、野生動物を対象とした伝染性疾病的の監視を行います。
- 口蹄疫等の発生時に防疫措置が迅速・的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、防疫に要する経費の支援、手当金・特別手当金の交付等を行うとともに、口蹄疫埋却地の原状復旧を支援します。

（委託費、補助率：10／10、1／2等）
（委託先、事業実施主体：都道府県、民間団体等）

2. 家畜の伝染性疾病的の海外からの侵入防止

208 (147) 百万円

人や物を介する口蹄疫等の伝染性疾病的の我が国への侵入を防止するため、家畜伝染病予防法に基づき、入国者に対し質問を行い、必要に応じ携帯品の消毒を行うとともに、検疫探知犬を増頭する等、水際の防疫措置の徹底を図ります。

（事業実施主体：動物検疫所）

3. 産業動物獣医師の育成・確保 [拡充]

133 (121) 百万円

産業動物獣医師の育成・確保のため、地域の産業動物獣医師を志す獣医学生や獣医大学に入学する高校生等に対する修学資金及び入学金等の貸与、獣医学生や臨床獣医師への実習研修等を実施します。

（補助率：定額（1／2以内等）
事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：

- 1、2の事業 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)
- 3の事業 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-3501-4094)

54 有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業

【277（277）百万円】

対策のポイント

食品による健康への悪影響を未然に防止し、食品の安全性向上についての取組を進めるため、有害化学物質・有害微生物の汚染実態調査を行います。

<背景／課題>

- ・食品の安全性を向上させ、健康への悪影響を未然に防止するためには、生産から消費にわたって、科学的根拠に基づいた取組を進めることが大切です。
- ・このため、有害化学物質・有害微生物による食品等の汚染実態を調査し、必要に応じて、科学的データに基づいて安全性向上対策を策定・実施します。

政策目標

国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害化学物質・有害微生物の摂取量が許容範囲を超えないように抑制

<主な内容>

有害化学物質・有害微生物の調査の実施

食品や飼料に存在する化学物質や微生物のうち、想定される健康への悪影響の程度等から優先的にリスク管理を行うべきもの（化学物質26種類（カドミウム等）、微生物6種類（ノロウイルス等））について、「サーベイランス・モニタリング計画」を作成し、安全性向上対策の検討に必要な汚染実態調査を実施します。

委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

消費・安全局消費・安全政策課 （03-3502-8731）

55 食の生産資材安全確保総合対策事業

【699（700）百万円】

対策のポイント

国産農畜水産物の安全を確保し、ヒトへの健康被害を未然に防止するため、飼料や動物用医薬品、農薬、肥料の調査・試験を実施します。

<背景／課題>

- ・飼料や動物用医薬品、農薬、肥料は、適切に使用しなければ、家畜・ヒト等の健康や農産物の生育に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- ・生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を行うために、その基礎となる科学データの収集や分析法等を開発する必要があります。
- ・輸出用農産物の生産のためには、輸出先国で残留基準値が設定され我が国でも使用できる農薬を確保する必要があります。

政策目標

国産農畜水産物の安全性を向上させるため、生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を実施

<主な内容>

1. 飼料・動物用医薬品に関する調査・試験の実施

- (1)飼料・動物用医薬品の基準・規格の設定・見直し等に必要な調査・試験
- (2)動物用医薬品等に起因する薬剤耐性菌のモニタリングの強化のための調査・試験
- (3)飼料中の有害物質等の分析・試験方法の開発のための調査・試験
- (4)遺伝子組換え等の新技術を応用したワクチンの実用化に必要な安全性、有効性に係る試験等

2. 農薬・肥料に関する調査・試験の実施

- (1)より安全な農薬の登録を進めるための試験項目の追加や農薬の残留濃度の推定方法の開発、作物グループ毎の農薬登録に向けた調査・試験
- (2)農薬の曝露状況に合わせた使用者の防護装備の見直し等、生産資材の安全を確保するための調査・試験
- (3)我が国と輸出先国での新たな農薬の同時期の登録・残留基準値の設定を促進するための諸外国との農薬の共同評価の実施に向けた調査・セミナー等の開催

（委託費、補助率：定額）
（委託先、事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：
1の事業 消費・安全局畜水産安全管理課（03－6744－2103）
2の事業 消費・安全局農産安全管理課（03－3591－6585））

56 農林水産物の生産・流通の場における食育の推進

【801（801）百万円】

対策のポイント

食料の生産から消費にわたる各段階で、消費者の食生活改善を促す実践的取組や、食や農林水産業への理解を深める活動を支援し、食育を国民運動として展開します。

<背景／課題>

- ・消費者に対して、健全な食生活の実践を促すとともに、食や農林水産業への理解を深めるための食育を推進する必要があります。
- ・「日本再興戦略」において、食育を国民運動として推進するため、農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後に35%とすることを目標として食や農林水産業への理解増進を図ることとしています。

政策目標

日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（27年度までに27%）

（日本型食生活とは）

日本の気候風土に適した米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活です。

<主な内容>

1. 食材提供等の場を活用した食育実践活動事業 375（375）百万円

（1）食材提供の場を活用した食育実践活動事業

日常生活における食材提供の場であるスーパーマーケット等において、健全な食生活の実践を促すとともに、農林水産物の生産過程に関する情報提供等により食や農林水産業への理解を深める取組を支援します。

（2）大学生の食育実践活動事業〔新規〕

生活環境や食習慣が変化しがちな大学生に対し、食生活改善の実施、農林漁業体験機会の提供、食や農林水産業に関する講座の開設等を総合的に推進する取組を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

2. 地域における日本型食生活等の普及促進

（消費・安全対策交付金で実施） 352（352）百万円

食育推進リーダーの育成や地域のネットワーク作り等を支援するとともに、食や農林水産業への理解を深めるため、生産の場における食育活動である教育ファーム等を支援します。

（交付率：定額（1／2以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等）

3. 食育活動の全国展開事業委託費

74（74）百万円

食をめぐる課題の解決に向けた有識者フォーラムの開催及び食育優良活動の表彰等を行います。また、文部科学省との連携のもと学校教育の場において、教科等と関連付けた教育ファームのプログラム等を開発するとともに、企業における教育ファームの活用方法を検討することにより、食育の全国展開を図ります。

（委託費
委託先：民間団体等）

<各省との連携>

○ 文部科学省

- ・教育ファームのプログラムの検討については、文部科学省が指定するスーパー食育スクールと連携

4. 農林漁業に関する体験活動の推進

農山漁村地域における都市住民の受入体制の整備、農林漁業体験プログラムの開発、交流農園・直売所の整備等による都市と農村の共生・対流や生産者と消費者との間の交流を促進することにより相互の信頼関係を構築し、国民の食に関する理解と関心の増進を図ります。

都市農村共生・対流総合対策交付金	2, 300	(1, 950)	百万円の内数
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	7, 000	(6, 233)	百万円の内数
「農」のある暮らしづくり交付金	600	(550)	百万円の内数
補助率：定額、1／2等			
事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農業法人等			

(関連対策)

5. 地産地消、国産農林水産物・食品の消費拡大の推進

農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地産地消等の取組に必要な施設整備や、新商品の開発・販路開拓等の取組を支援します。また、学校給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給するモデル的な取組を文部科学省と連携しつつ支援するとともに、消費者への普及啓発等による国産農林水産物・食品の消費拡大を推進します。

6次産業化支援対策	3, 651	(3, 615)	百万円の内数
日本の食を広げるプロジェクト	4, 430	(3, 984)	百万円の内数
委託費、補助率：定額、2／3以内、1／2以内			
委託先、事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等			

<各省との連携>

○ 文部科学省

- ・文部科学省のスーパー食育スクール事業において、学校給食での地場産農林水産物の利用に係る食育効果の検証等を行い、成果を普及

お問い合わせ先：

1～3の事業について

消費・安全局消費者情報官（03-3502-5723）

4の都市農村共生・対流総合対策交付金について

農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

4の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について

農村振興局農村整備官（03-3501-0814）

4の「農」のある暮らしづくり交付金について

農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

5の6次産業化対策について

食料産業局産業連携課（03-6744-1779）

5の日本の食を広げるプロジェクトについて

大臣官房食料安全保障課（03-6744-2352）

57 食品ロス削減等総合対策事業 [新規]

【126（一）百万円】

対策のポイント

食品産業の体質強化と地域活性化に向けて、商慣習の見直し等の食品ロス削減国民運動を展開するとともに、エネルギー利用と高付加価値農業を推進する新たな食品リサイクルループ構築等を推進します。

<背景／課題>

- ・我が国では、消費者の過剰購入・食べ残し、食品流通におけるいわゆる3分の1ルール(※)等の商慣習などが原因となり、本来食べられるのに廃棄される「食品ロス」が年間500～800万トン発生しています。世界で約9億人の人々が栄養不足状態にある中で、「もったいない」という言葉の発祥の地である我が国において食品ロス削減は喫緊の課題となっています。
- ・食品廃棄物等の再生利用率は、食品小売業や外食産業など川下に至るほど分別が困難であること等から2割程度と低く、フードチェーン全体における食品ロスの削減と再生利用を推進し、食品ロス削減によるコスト削減を通じた食品産業の体質強化と食品廃棄物のバイオガス化により再生可能エネルギーの創出と農産物の高付加価値を通じた地域活性化につなげる必要があります。
- ・消費者庁、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び環境省で構成する「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」との連携の下、商慣習見直し、消費者の意識改革等を進める必要があります。

(3分の1ルールとは)

加工食品の製造日から賞味期限までの期間を3等分して納品期限や販売期限を設定する流通段階の商慣習

政策目標

- 食品循環資源の再生利用等実施率の目標達成（食品製造業85%、食品卸売業70%、食品小売業45%、外食産業40%）
- 食品廃棄物等を活用した再生可能エネルギーの創出と地域活性化

<主な内容>

1. 食品ロス削減国民運動の展開 [新規]

54（一）百万円

関係府省との連携の下、食品流通における3分の1ルールなどの商慣習見直しのパイロット事業を展開するとともに、消費者行動の変革やフードバンク活動の強化、外食におけるドギーバッグ(持ち帰り容器)普及等を総合的に実施することにより、消費段階も含めたフードチェーン全体で食品ロス削減国民運動（「もったいない」を取り戻そう！）を展開します。

(フードバンクとは)

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品をNPO法人等が食品メーカー等から引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動

〔補助率：定額、1／2以内〕
事業実施主体：民間団体等〕

<各省との連携>

- 6府省の連携（消費者庁、内閣府、文科省、農水省、経産省、環境省）
 - ・「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を構成する6府省と連携し、官民をあげて食品ロス削減国民運動（「もったいない」を取り戻そう！）を展開

2. 新たな食品リサイクルループの構築 [新規] 19 (一) 百万円

食品廃棄物のバイオガス化により再生可能エネルギー創出と農産物の高付加価値化を同時に推進する新たな食品リサイクルループの構築のための計画づくり、メタン消化液、CO₂及び余熱の農業利用、肥料の認証等のための活動を支援します。

〔 補助率：定額、1／2以内〕
〔 事業実施主体：民間団体等〕

＜各省との連携＞

○ 環境省との連携

- ・食品リサイクル法を共管する環境省と連携し、食品廃棄物のバイオガス化により再生可能エネルギー創出と農産物の高付加価値化を同時に推進する新たな食品リサイクルループの構築を推進。

3. 食品産業リサイクル状況等調査委託事業 [新規] 36 (一) 百万円

食品リサイクル法、容器包装リサイクル法等に基づく点検指導等の効率化を図るためのデータベースの整備及びリサイクルの状況に関する調査等を実施します。

〔 委託費〕
〔 委託先：民間団体等〕

4. 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業 [新規]

18 (一) 百万円

震災を契機に見直されている国民の「もったいない」意識をフードチェーンの改善につなげ、食品関連事業者による地球温暖化・省エネルギー対策を普及促進する取組を支援します。

〔 補助率：定額〕
〔 事業実施主体：民間団体等〕

〔 お問い合わせ先：食料産業局バイオマス循環資源課
(03-6744-2066) 〕

食品ロス削減等総合対策

平成26年度概算要求額 126百万円

現状と課題

- 毎年約500～800万トンの食べられるのに捨てられる「食品ロス」が発生(コメ生産量に匹敵)。
- 食品廃棄物約1700万トンのうち再生利用されるのは約2割。残りは埋立・焼却処分。この最大の要因は、混合ごみのため分別が困難なこと。
- 食品ロスと廃棄は、フードチェーン全体の経済的社会的コスト増と、地球温暖化の要因。

対応

- ① 6府省が連携し、個別事業者ごとでなく、製造から流通、外食、消費に至るフードチェーン全体で、食品ロスの削減に取り組む(「もったいない」を取り戻そう！国民運動)。
- ② 粗い分別でも対応可能なバイオガス化と余熱・消化液の農業利用による「新たな食品リサイクルシステム」の構築。
- ③ 食品ロスの削減と再生利用による食品産業の体質強化と地域活性化の実現。

食品ロス削減国民運動の展開

事業者からの食品ロス 300～400万トン

- ・過剰在庫・返品(製・配・販)
- ・調理くず・食べ残し(外食)

家庭からの食品ロス 200～400万トン

- ・調理くず
- ・食べ残し、手つかずの食品の廃棄

【流通】
・商慣習見直しパイロットプロジェクト
・フードバンク活動支援
・もったいないポイント実証
【外食】
・ドギーバック普及支援等

【家庭・消費者】＜6府省連携＞
小売店舗、マスメディア、SNS等
を活用した戦略的コミュニケーション
(意識啓発、期限表示理解促進、
エコクッキング等)

一人
ひとりの
意識・
行動改革

「もったいない」を取り戻そう！

食品ロス削減を食品産業の体質強化へつなげる

新たな食品リサイクルシステムの構築

小売、外食、
旅館などが
販売・利用

小売、外食、旅館など

事業者による
分別排出

バイオガスと消化
液(肥料)利用に
よるブランド化

廃棄物収集業者による
分別収集・運搬

地域での資源循環、
自立エネルギー、
農業・農村所得の向上

農業者が液肥・
たい肥利用

リサイクラーによる
メタン発酵

【2槽パッカー車】

農林漁業者等

【ボイラー燃料】

バイオガスの
エネルギー利用

【バイオガス利用】

リサイクラー

58 地域材利活用倍増戦略プロジェクト [新規]

【1, 800（一）百万円】

対策のポイント

新たな地域材需要の開拓や公共建築物等の各分野での木材利用を拡大するとともに、地域材の安定的・効率的な供給体制の構築を図ります。

<背景／課題>

- ・戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、「森林・林業基本計画」に基づいて国産材の利用拡大を図るためには、公共建築物や住宅等での地域材の利用拡大、木質バイオマスの利用拡大等各分野での取組を進めていくことが必要です。
- ・特に耐震性・耐火性等の問題から鉄筋コンクリート造・鉄骨造が主流となっている中高層建築物等の分野における木質の新製品・新技術の開発及び国土交通省と連携して建築材料としての普及を進めることが必要です。
- ・また、地域材の供給体制については、大型製材工場等の需要に応じた安定的な数量の確保ができず、価格も不安定な状況を転換し、需要に応じた品質・数量の地域材を安定的・効率的に供給する体制の構築が必要です。

政策目標

- 国産材の供給・利用量の増加（2,041万^m（24年度）→2,800万^m（27年度））
- 公共建築物の木造率の向上（8.4%（23年度）→24%（27年度））

<主な内容>

1. CLT（直交集成板（仮称））等新技術・新製品の開発 759（一）百万円
 - （1）中高層建築物等に係る技術開発等の促進
国交省との緊密な連携の下、中高層建築物での利用が期待できるCLT（直交集成板（仮称））を建築材料として利用するために必要な強度データ収集等や耐火性能の確認に必要な試験、CLT等の新製品・新技術を活用した建築物の実証・展示を支援します。
 - （2）住宅等における製品・技術の開発・普及の一層の促進
長伐期化に伴って大径化したスギや用途が限られるヒノキ等を利用した新製品・新技術の開発及びコストダウン等に資する加工用機械の開発・改良を支援します。
また、地域材を活かした住宅づくりに必要な部材の開発及び標準化や、木造住宅等の健康・省エネ性の定量化に向けた調査等を支援します。
 - （3）木材を利用した建築物の建設に携わる担い手の育成
中高層建築物や住宅等への木材利用を促進するため、これらの建築物の建設に携わる設計者、施工者、部材供給者等の担い手を育成を支援します。

<各省との連携>

- 国土交通省 ・CLTを用いた建築物の一般的な設計法を確立するための研究開発を実施

2. 地域材利用促進

849 (一) 百万円

(1) 公共建築物等の木造化等の促進

公共建築物の木造化・内装木質化に向けた設計段階からの技術支援等を行います。

(2) 新規分野における木材利用の促進

工作物・土木分野等における全国的な実証・働きかけ・ワークショップ等を通じた木材利用促進の取組を支援します。

(3) 木質バイオマスの利用拡大

未利用間伐材等の木質バイオマスの利用拡大に向けたサポート体制の構築、加工・利用システムの開発等を支援します。

(4) 日本の森林づくり・木づかい国民運動の総合的普及啓発

木材の利用促進や森林づくりに対する国民の理解を醸成するための普及・啓発活動や、NPO等による木づかい、木育、森林づくり、森林環境教育など木材・森林・林業を身近に感じるための取組を支援します。

(5) 地域材の利活用に関する情報受発信体制整備

木材利用ポイント登録事業者等の全国ネットワークを活用した地域材利活用に関する情報受発信等の取組を支援します。

(6) 海外での地域材利用や合法木材の普及の促進

海外での地域材の品質等の実証・他業種の事業者と連携した販売活動を行うネットワークの構築、合法木材の国内での普及・中国からの輸入木材製品に係る実態調査などを通じた地域材の差別化・信頼性向上の取組を支援します。

3. 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築

192 (一) 百万円

民有林の森林所有者等と国有林が広域に連携する協議会をモデル的に設置し、山側が一体となることによる供給可能量の拡大、所有者等と大型製材工場等の協定取引、原木の共通規格による仕分けの実施等を含めた構想の作成や、原木買取の促進等に必要な経費等を支援します。

また、山元と地域に根付いた製材工場、工務店、消費者等の連携による地域循環型の構想の作成等を支援します。

〔 補助率：定額、2／3、1／2
事業実施主体：国、民間団体 〕

〈関連対策〉構想実現に必要な流通施設等の整備への支援

安定取引構想を実現するため、構想に基づく取組に必要なストックヤードや選別機等の整備を支援します（森林・林業再生基盤づくり交付金）。

〔 補助率：定額（1／2）
事業実施主体：民間団体 〕

お問い合わせ先：		
1、3の事業	林野庁木材産業課	(03-3502-8062)
3の事業	林野庁業務課	(03-6744-2326)
2の事業	林野庁木材利用課	(03-6744-2296)
2(4)の事業	林野庁森林利用課	(03-3502-8243)

59 森林・山村多面的機能発揮総合対策

【4, 655（3, 000）百万円】

対策のポイント

森林の有する多面的機能の発揮に向け、山村における地域活動に対する支援を充実、強化します。

<背景／課題>

- ・森林の有する多面的機能の発揮に向け、適正な森林整備・保全を図ることが必要ですが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化等により、地域住民と森林との関係が希薄化しています。
- ・そのため、山村地域の活性化等に向け地域の実情に応じた支援策を充実・強化することが不可欠です。

政策目標

・全国1,600地域で地域の特性に応じた森林の保全管理や山村活性化の取組を推進（平成26～28年度）

<主な内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策

（1）森林・山村多面的機能発揮対策交付金 4, 547（2, 985）百万円

里山林等の保全管理や森林資源を利活用する活動等に加え、森林施業技術の向上に向けた研修活動、森林資源を適切に管理するための活動など、地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う、以下の取組に対し支援します。

①地域環境保全タイプ

集落周辺の美しい里山林を維持するための保全・整備活動、高密に侵入したモウソウ竹等の竹林の伐採・除去や利用に向けた取組。

②森林資源利用タイプ

集落周辺の里山林に賦存する広葉樹等未利用資源を地域の生活のために利用することを目的とした木質バイオマス、しいたけ原木等の広葉樹等未利用資源の供給及び活用。

③森林空間利用タイプ

森林環境教育や森林レクリエーション活動等。

④森林施業技術向上タイプ

森林施業技術の向上に向けた研修活動。

⑤森林資源管理タイプ

作業道の維持管理や病虫獣害の蔓延、誤盗伐、山火事、不法投棄等の防止など地域の森林資源を適切に管理するための日常的・基礎的活動。

⑥林地情報整備タイプ

市町村が中心となって地域住民等の協力を得ながら行う不在村森林所有者等の探索・連絡、国土交通省の地籍調査等とも連携した境界明確化のための測量、得られた情報の共有・活用等の活動（国有林においても、民有林の境界明確化を積極的に支援するため、境界の測量等を連携して実施）。

⑦機材及び資材の整備

上記①～⑥（③を除く）の実施に必要な機材及び資材の整備。

〔 補助率：定額（1／2相当）
事業実施主体：地域協議会 〕

（2）森林・山村多面的機能対策評価検証事業

15（15）百万円

森林・山村多面的機能発揮対策による活動の成果について、評価及び検証を実施します。

〔 委託費
委託先：民間団体 〕

2. 森林整備地域活動支援交付金

（1）森林経営計画の作成に必要な地域活動への支援

森林経営計画の作成に必要な森林調査や合意形成活動等に対する支援に加え、林業経営に関心が低い不在村森林所有者等の現地立会等に必要な経費に対して支援するなど支援を強化します。

（2）森林施業の集約化に必要な地域活動への支援

森林経営計画に基づき実施する集約化施業に必要な森林情報の収集（立木調査、路網調査等）、境界の確認、森林所有者の同意の取り付け等の活動に対して支援します。

（3）森林の保護・保全活動への支援

森林経営計画に即して、計画的かつ一体的な森林施業を実施する上で必要な、森林の保護・保全活動（巡視や防護柵の補修等）に対して支援します。

※平成26年度については、既存基金の活用により事業を実施。

〔 補助率：定額（1／2相当）
事業実施主体：市町村 〕

[お問い合わせ先：林野庁森林利用課 （03-3501-3845）]

〈関連対策〉森林整備等への民間資金活用調査実証事業〔新規〕121（一）百万円

民間資金を活用した森林整備の国内外の制度・事例の調査、民間資金の活用に対する企業・国民の意識や関心に関する情報収集・分析等を行うとともに、次年度以降の実証に向け、企業の業種等に応じた類型別に森林整備への協力が企業経営にもたらす効果の分析や企業ニーズの詳細把握等を実施します。

〔 委託費
委託先：民間団体 〕

[お問い合わせ先：林野庁森林利用課 （03-3502-8240）]

60 森林・林業人材育成対策

【7, 483(7, 082) 百万円】

対策のポイント

- ・ 「緑の雇用」事業を通じた新規就業者の確保・育成等を支援します。
- ・ 森林・林業に関する高度な知識・技術を有する人材を育成します。

＜背景／課題＞

- ・ 林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施とともに、これらを担う人材の確保・育成が必要です。
- ・ これからの森林・林業に必要な人材として、間伐等を効率的に行える現場技能者を育成するとともに、地域における森林づくりのマスタープランを作成しその実行を指導できる技術者や、森林経営計画作成・提案型集約化施業を着実に実践できる能力を有する技術者の育成が重要です。
- ・ 特に木材の生産性を飛躍的に向上させるため、車両系に加え架線系林業機械の高度化技能者の育成が必要です。

政策目標

- 平成32年度末までに現場管理責任者等を5,000人育成
- 素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合
(約5割(平成23年度)→約7割(平成31年度))
- 平成32年度末までに森林総合監理士を2,000～3,000人育成
- 平成27年度末までに森林施業プランナーを2,100人認定

＜主な内容＞

1. 「緑の新規就業」総合支援事業 7, 032(6, 603) 百万円
(1) 緑の青年就業準備給付金事業 384(370) 百万円

林業への就業に向け、林業大学校等において必要な知識の習得等を行い、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。

※ 就業希望者1人当たり150万円/年を最大2年間給付

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：都道府県等〕

- (2) 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 6, 647(6, 233) 百万円
(ア) 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ

①就業体験やガイダンス、トライアル雇用による新規就業者の確保、②3年間のOJT研修等による新規就業者の育成、③現場管理責任者等へのキャリアアップ、④就業環境整備等に必要な経費を支援します。

※ 研修生1人当たり9万円/月等を助成

- (イ) 林業機械・作業システム高度化技能者育成[新規]

木材生産の飛躍的な生産性の向上を図るため、急傾斜地等における高度な索張り技術等を備えた技能者の育成等とともに、林業機械操作に関する優れた技量を有する高度熟練技能者の有する技術の普及促進を支援します。

〔委託費、補助率：定額〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体〕

2. 森林づくり主導人材育成対策

451(180)百万円

(1) 森林総合監理士等資質向上対策事業 [新規]

326(一)百万円

市町村森林整備計画の作成支援等市町村行政を技術面で支援する森林総合監理士等の資質向上のための研修及び研修のカリキュラムの改善等を支援します。また、研修への参加や各都道府県による森林総合監理士育成の取組等を支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：都道府県、市町村
委託費
委託先：民間団体

(2) 森林施業プランナー実践力向上対策事業

125(180)百万円

森林経営計画作成・提案型集約化施業の中核を担う森林施業プランナーの実践力を向上させるための研修、林業事業体の実践体制の評価、森林施業プランナーの認定制度の普及等を主体的に取り組む林業事業体を支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：
1(1)、1(2)(ア)、2(2)の事業
林野庁経営課 (03-3502-8048)
1(2)(イ)、2(1)の事業
林野庁研究指導課 (03-3502-5721)

61 持続的な森林・林業経営対策

【1, 406（1, 299）百万円】

対策のポイント

持続的な森林・林業経営の実現に向け、次世代架線系林業機械の開発、特用林産物の生産振興対策、林業者等の資金調達の円滑化等を推進します。

<背景／課題>

- ・我が国の森林・林業を再生し、持続的な森林・林業経営を確立するためには、低コストで効率的な作業システムの確立が不可欠です。
- ・とりわけ急傾斜地等での施業においては、架線集材による作業システムの必要性が高まっており、その基盤となる機械の開発に加え、技能者の育成が課題となっています。
- ・さらに、持続的な林業経営を実現するためには、きのこ類等の特用林産物の販売・利用拡大を図ることも重要です。

政策目標

- 素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合向上（約5割（平成23年度）→約7割（平成31年度））
- 国産きのこ類の生産量447千トン（平成20年）→472千トン（平成27年）
- 林業者等の地域材利用、森林整備、経営改善等に必要な資金調達の円滑化

<主な内容>

1. 次世代架線系高性能林業機械等の開発推進等〔新規〕 128（－）百万円
（1）次世代架線系高性能林業機械等開発推進事業 77（－）百万円
IT技術等を活用し、安全性と省エネルギー性などに優れ、急傾斜地等における効率的な作業システムに対応した林業機械の開発を行います。

（委託費）
委託先：民間団体等

- （2）先進的林業機械・作業システム実証・普及促進等 51（－）百万円
（ア）先進的林業機械・作業システム実証等事業

先進的林業機械を導入したモデル事業体を対象として、作業システムの評価・検証等を行い、低コストで効率的な木材生産を可能とする作業システムの普及・定着等を促進します。

- （イ）低コスト造林技術実証・導入促進事業

伐採と植栽の一体化による省力化、コンテナ苗等の植栽による低コスト化技術の実証を通じて、作業効率やコスト等のデータ収集・分析を行うとともに、技術の全国的な導入を促進します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等

<関連対策>「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

急傾斜地等における高度な索張り技術等を備えた技能者の育成とともに、林業機械操作に優れた高度熟練技能者の技術の普及促進を支援します。

2. 特用林産物振興・新需要創出事業〔新規〕 58（－）百万円

- （1）安全なきのこ原木安定供給体制構築支援 12（－）百万円
きのこ原木等の安定供給体制構築に向けた、原木需給情報の収集・分析、コーディネートによるマッチング等を支援します。

- （2）安全な特用林産物の普及啓発、販売・利用促進活動支援 15（－）百万円
安全な特用林産物の普及のためのシンポジウム、商談会等における販売促進活動への支援及びイベント等で被災地産品を利用する場合の費用の一部を支援します。

(3) 特用林産物新需要創出等支援

31 (一) 百万円

特用林産物の機能性等に関する科学的知見の収集・発信、薪・木炭、竹材、栽培きのこ、薬草類など品目別に異なる課題に対応した新規用途開拓や、供給構造の改革等に向けた取組を支援します。

(補助率：定額、1/3)
(事業実施主体：民間団体)

3. 林業金融対策

(1) 利子助成による地域材利用の促進

456 (290) 百万円

地域材利用を促進するため、林業の経営改善や木材の生産・加工・流通の合理化に取り組む意欲ある林業者等に対し、**最大2%の利子助成**を行います。

(地域材利用促進緊急利子助成事業 融資枠：80億円)
(補助率：定額)
(事業実施主体：全国木材協同組合連合会)

(2) 無利子資金による森林整備の推進

414 (645) 百万円

森林整備を推進するため、施業規模を集積させた林業者に対し、**有利子の日本政策金融公庫資金等と無利子資金（森林整備活性化資金）を併せて貸し付けることにより、金利負担を軽減**します。

(森林整備活性化資金造成費・利子補給金 融資枠：17億円)
(補助率：定額)
(事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金)

(3) 無利子資金による林業・木材産業の経営の改善

25 (33) 百万円

林業者・木材産業者等の先駆的取組による経営改善を支援するため、都道府県を通じて**無利子資金の貸付**を行います。

(林業・木材産業改善資金造成費補助金 融資枠：100億円)
(補助率：2/3)
(事業実施主体：都道府県)

(4) 木材加工設備導入利子助成支援事業

10 (10) 百万円

木材製品の高付加価値化や経営の多角化を図るための**設備導入とそれに伴う施設・設備廃棄等に必要な資金の借入に対する利子助成**を行います。

(木材加工設備導入利子助成支援事業 融資枠：5億円)
(補助率：1/2、2/3)
(※補助率2/3は木質バイオマス利用施設整備の場合)
(事業実施主体：民間団体)

(5) 信用保証の基盤強化と林業・木材産業の合理化の推進

(ア) 林業信用保証の基盤強化

256 (256) 百万円

林業者・木材産業者が資金調達を円滑に行うことができるよう、高水準にある代位弁済費の一部について支援を行うことにより、**保証料の軽減**を図ります。

(森林・林業再生支援林業信用保証事業 補助率：定額)
(事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金)

(イ) 低利運転資金による林業・木材産業の合理化の推進

54 (55) 百万円

林業事業者等による事業の合理化等のため、**低利運転資金の貸付**を行います。

(木材産業等高度化推進資金事業 融資枠：600億円)
(補助率：定額)
(事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金)

お問い合わせ先：		
1 (1)、(2) (ア) の事業	林野庁研究指導課	(03-3501-5025)
1 (2) (イ) の事業	林野庁整備課	(03-3502-8065)
2 の事業	林野庁経営課	(03-3502-8059)
3 (1)～(3)、(5) の事業	林野庁企画課	(03-3502-8037)
3 (4) の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2290)

62 森林病虫害等の森林被害対策

【1, 180（1, 026）百万円】

対策のポイント

森林病虫害や野生鳥獣等による森林被害対策をはじめ、多様で健全な森林環境の保全のための施策を推進します。

<背景／課題>

- ・病虫害等による森林被害の拡大を防止するためには、伐倒駆除や抵抗性品種の植栽に向けた苗木の安定供給などを推進することが必要です。
- ・シカ等野生鳥獣により深刻化する森林生態系等への被害を軽減するため、広域的な野生鳥獣被害対策を推進する必要があります。
- ・さらに、近年、森林の世界遺産としての価値保全や、水資源の安定確保など水問題に対する関心が高まっています。

政策目標

- 保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制（毎年度）
- 森林・林業基本計画等に基づき、多様で健全な森林環境の保全を図り、森林の有する多面的機能の促進。

<主な内容>

1. 森林病虫害等被害対策事業

(1) 森林害虫駆除事業委託

197（197）百万円

東北地方における松くい虫被害の拡大の未然防止、佐渡におけるトキの営巣木等の保全を図るため、農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等や、薬剤防除自然環境等影響調査を実施します。また、ナラ枯れ被害防除技術の確立に資するよう被害対策の効果調査を実施します。

（委託費）
（委託先：都道府県）

(2) 森林病虫害等防除損失補償金

2（2）百万円

農林水産大臣の命令を受けて伐倒を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除又ははく皮、焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額等を補償します。

（補助率：10/10）
（事業実施主体：国）

(3) 森林病虫害等防除事業費補助金

677（677）百万円

(ア) 被害拡大地域対策事業（松くい虫防除）

従来被害がなかった地域で新たな被害が発生している高緯度・高標高地域等における松くい虫防除対策を実施します。

(イ) 環境に配慮した松林保全対策事業

天敵微生物等を用いた伐倒駆除等、松林や周辺の環境に配慮した、環境に対する負荷の小さい防除対策を実施します。

(ウ) 政令指定病虫害等防除事業

せん孔虫類、食葉性害虫、のねずみ等による被害のまん延を防止するための防除対策並びにナラ枯れ被害対策の防除措置として被害木の破砕による処理及びカシノナガキクイムシの誘引捕殺等を実施します。

（補助率：(1)1/2、(2)1/2、(3)1/2（のねずみは北海道3/8それ以外1/3））
（事業実施主体：都道府県、市町村等）

[平成26年度予算概算要求の概要]

2. 森林鳥獣被害対策技術高度化実証事業 [新規] 150 (一) 百万円
森林生態系の保全と併せて地域の農林業被害の軽減を図るため、森林管理局・署が、農業被害対策を進めている地域協議会等と連携し、国有林内において有害鳥獣の効率的・効果的な捕獲対策を実施するために必要な植生被害調査等を実施します。

また、国有林内にモデル地域を設定し、地域の農林業関係者等と連携を図りながら、シャープシューティング等様々な技術を効果的に組み合わせた新たな対策の実証を行うとともに、事業を通じた人材育成や事業成果の全国への普及等を実施します。

[事業実施主体：国]

※ 「シャープシューティング」とは)

野生のシカを一時的に餌付けした上で銃器によって捕獲する方法であり、一定水準以上の技量を有する射手、動物の行動をコントロールするための給餌、警戒心の強い個体の出現予防への配慮等の体制を備えることが必須である。

3. 森林環境保全総合対策事業

- (1) 世界遺産の森林生態系保全管理の推進 61 (21) 百万円

我が国の世界自然遺産地域及びその候補地において、森林生態系の保全管理に必要な調査等を実施します。特に、「小笠原諸島」において、兄島へのグリーンアノールの侵入を受け、低密度管理・根絶に向けた対策を検証する上で必要な種間相互作用の把握・変化予測等のための調査を新たに実施します。

- (2) スギ・ヒノキ花粉の飛散予測等の推進 20 (17) 百万円

スギの花粉飛散量予測の精度向上を図るためのスギ雄花着花状況調査を実施します。また、ヒノキ花粉発生量の推定のための実証調査を実施します。

- (3) 森林再生に向けた優良種苗供給の促進 33 (35) 百万円

抵抗性の強いマツ等優良種苗の生産や広葉樹の種苗生産・流通の取組等を実施するとともに、造林木の生育環境への適応性の評価を実施します。

- (4) 健全な水循環と森林に関する情報戦略の推進 [新規] 4 (一) 百万円

洪水の緩和等の森林の有する水源涵養機能や森林の適正な整備・保全等の水と森林に関する我が国の知見を活用し、世界水フォーラムなど国際的な水問題の論議の場での森林への理解の醸成と国際貢献を戦略的に推進します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

1 の事業	林野庁研究指導課	(03-3502-1063)
2 の事業	林野庁経営企画課	(03-6744-2322)
3 (1)、(2)	林野庁森林利用課	(03-3501-3845)
3 (3) の事業	林野庁整備課	(03-3591-5893)
3 (4) の事業	林野庁治山課	(03-6744-2309)

63 苗木安定供給推進事業

【83（81）百万円】

対策のポイント

花粉発生源対策や地球温暖化防止等に資する森林整備、被災した海岸防災林等の森林の再生に必要な優良種苗の安定供給に向けた取組を推進します。

<背景／課題>

- ・花粉発生源対策や地球温暖化防止などの社会的なニーズに適切に対応するためには、花粉の少ない品種や、成長に優れた品種等の苗木を用いた森林整備を推進することが重要であることから、こうした品種の苗木の安定的な供給に向けた取組を進めることが必要です。
- ・東日本大震災等による海岸防災林等の森林被害は甚大であり、今後、その再生を図るためには、現在の苗木生産量では必要量の確保が困難であると予想されるため、優良種苗の安定供給体制を確立することが必要です。

政策目標

- 少花粉スギ等苗木の供給量の増大
(142万本（平成23年度）→おおむね1,000万本（平成29年度）)
- 被災した森林の再生の進捗に合わせ必要なマツ等の苗木を供給
(平成32年度末までにおおむね1,300万本)

<主な内容>

1. ミニチュア採種園等の整備

花粉症対策品種や成長に優れた品種の苗木の生産を目的としたミニチュア採種園等の造成・改良を支援します。

2. 苗木生産経営安定化対策

花粉症対策品種等優れた特性を有する品種の苗木の安定供給を図るために行う出荷調整等に対し助成金を交付します。

3. 種苗生産施設の体制整備

被災した海岸防災林等の森林の再生等に必要な苗木に加え、花粉症対策品種や成長に優れた品種等、新品種の苗木の生産拡大に向けた育苗機械や種苗生産施設等の整備を支援します。

補助率：1／2、1／2以内
事業実施主体：都道府県、事業協同組合、農業協同組合、森林組合等

お問い合わせ先：
1の事業 林野庁研究指導課 (03-6744-2312)
2、3の事業 林野庁整備課 (03-3591-5893)

64 資源管理・漁業経営安定対策

【46, 347 (37, 330) 百万円】

対策のポイント

国民への水産物の安定供給を確保するため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、資源管理・収入安定対策を実施するとともに、燃油・配合飼料価格の高騰に備えるセーフティーネット事業を組み合わせ、適切な資源管理と総合的な漁業経営の安定を図ります。

<背景／課題>

- ・国民への水産物の安定供給を確保するためには、適切な資源管理と漁業経営の安定をともに実現していくことが必要です。
- ・近年、燃油・養殖用配合飼料価格の高騰により漁業者の経営に大きな影響が出ており、価格高騰の影響を緩和するためのセーフティーネット対策の整備や省エネの推進が必要です。

政策目標

資源管理・漁業経営安定対策のもとで資源管理に取り組む漁業者による漁業生産の割合90%（平成34年度）

<主な内容>

1. 漁業収入安定対策事業

28, 547 (24, 529) 百万円

漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用し、漁業者による資源管理の取組に対する補助として、収入額が減少した場合に減収補填をします。

（補助率：定額
事業実施主体：全国漁業共済組合連合会）

2. 資源管理体制推進事業

422 (445) 百万円

都道府県が策定した資源管理指針の見直しの検討や、資源管理計画に定められた資源管理措置の履行確認等を行う都道府県資源管理協議会の運営に必要な経費を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：都道府県資源管理協議会）

3. 資源管理指針等推進事業

47(52)百万円

資源管理計画等の推進のための漁業者協議会の開催等に必要な経費を助成します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

4. 漁業共済の加入漁業者に対する助成

8,832(8,805)百万円

漁業災害補償法に基づき、災害等による損害を補填する漁業共済の加入漁業者に対して国庫補助をします。

漁船再保険及び漁業共済保険特別会計へ繰入（漁業共済保険勘定繰入分）
事業実施主体：国（漁船再保険及び漁業共済保険特別会計）

5. 漁業経営セーフティーネット構築事業〔拡充〕

8,500(3,500)百万円

漁業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が急騰したときに補填金を交付します。燃油については、原油価格が「漁業用燃油緊急特別対策」の発動ラインを超えた場合、上昇分の国の負担割合が増えます。また、省エネ型漁業用機器設備の導入に必要な経費を助成します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：
1、4の事業 水産庁漁業保険管理官 (03-6744-2355)
2、3の事業 水産庁管理課 (03-3502-8437)
5の事業 水産庁企画課 (03-6744-2341)

資源管理・漁業経営安定対策

【平成26年度概算要求額 資源管理・収入安定対策:37, 847(33, 830)百万円
漁業経営セーフティーネット構築事業:8, 500(3, 500)百万円】

ポイント

- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせ、総合的な経営安定対策を構築。
- 漁業共済の対象となっている漁業種類（沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業）を対象。

資源管理・収入安定対策

資源管理への取組

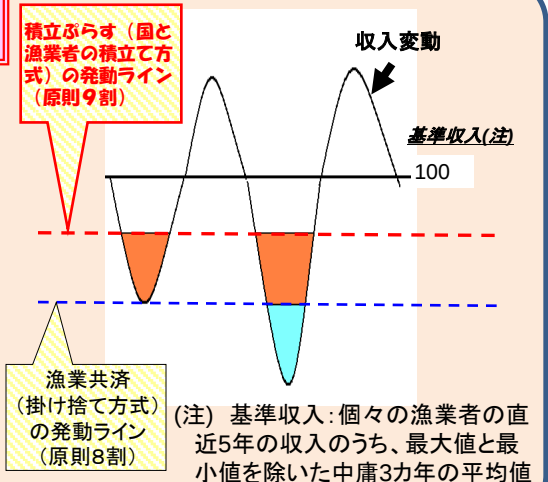
- 国・都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、漁業者（団体）が休漁、漁獲量制限、漁具制限等の自ら取り組む資源管理措置について記載した資源管理計画を作成し、これを確実に実施
- 養殖の場合、漁場改善の観点から、持続的養殖生産確保法に基づき、漁業協同組合等が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を遵守

漁業収入安定対策の実施

漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用して、資源管理の取組に対する支援を実施

- ✓ 基準収入（注）から一定以上の減収が生じた場合、「漁業共済」（原則8割まで）、「積立ぶらす」（原則9割まで）により減収を補填
- ✓ 漁業共済の掛金の一部を補助

※ 補助額は、積立ぶらすの積立金（漁業者1：国3）の国庫負担分、共済掛金の30%（平均）に相当



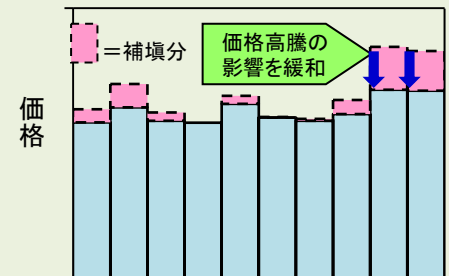
コスト対策

燃油や配合飼料の高騰に対する取組

- 漁業者と国が資金を積立
- 省エネ型漁業へ転換するための取組

コスト対策の実施

- ✓ 原油価格・配合飼料価格が、「7中5平均値×100%」を超えた場合、超えた分を補填
〔原油価格は、特別対策発動ラインを超えた場合、国の負担割合増〕
- ✓ 省エネ機器導入により、省エネ型漁業への取組に対する補助を実施



【漁業経営セーフティーネット構築事業】

65 水産物の加工・流通促進対策

【3, 567（1, 075）百万円】

対策のポイント

- ・ 輸出先国のHACCP基準等を満たすための施設の改修整備を支援することで、水産物の輸出拡大を図ります。
- ・ 水産物の川上（産地）から川下（消費地）までの流通の目詰まりを解消し、消費者ニーズに対応することで、国産水産物の流通促進と消費拡大を図ります。

<背景／課題>

- ・ 水産物の輸出に当たっては、水産加工・流通施設が輸出先国の求める衛生条件を満たすことが必要であり、世界に通用するHACCP基準等を満たすための施設の改修が急務となっています。
- ・ 水産物の消費量が急減（平成13年：40.2kg/人年⇒平成23年：28.6kg/人年）している状況の下、川上（産地）から川下（消費地）までの流通過程の各段階において、消費者の水産物ニーズに十分に答えきれていないことが課題となっています。

政策目標

○魚介類（食用）の消費量

（29.5kg/人年（平成22年度）→ 29.5kg/人年（平成34年度））

○水産物の輸出額を拡大

（1,700億円（平成24年）→ 3,500億円（平成32年））

<主な内容>

1. HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業〔新規〕

2, 500（一）百万円

漁港における高度な衛生管理手法が導入されている地域等において、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のHACCP基準等を満たすための水産加工・流通施設の改修整備に要する経費の助成を行います。

（ 補助率：1／2以内
事業実施主体：民間団体等 ）

2. 国産水産物の流通促進を図る取組への支援

1, 000 (1, 000) 百万円

販売ニーズや産地情報等の共有化、流通过程の各段階への個別指導、HACCPに基づく品質管理の研修等を実施します。また、流通促進のための加工機器等の整備を支援するとともに、流通促進のための国産水産物の保管・運送経費等の助成を行います。

国産水産物流通促進事業	780 (780) 百万円
国産水産物需給変動調整事業	220 (220) 百万円
補助率：定額、1／2以内	
事業実施主体：民間団体等	

3. 水産物流通情報発信・分析事業

67 (75) 百万円

全国の主要漁港における主要品目の水揚げ量、卸売価格等の動向に関する情報等の分析・発信を行います。

委託費
委託先：民間団体

[お問い合わせ先：水産庁加工流通課 (03-3502-8427)]

HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業

【平成26年度概算要求額：2,500(一)百万円】

漁港における高度な衛生管理手法が導入されている地域等において、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のHACCP基準等を満たすための施設の改修整備に要する経費を助成。

○背景事情

近年、世界的な日本食の評価の高まり等により、安全で高品質な我が国水産物へのニーズが海外で大きくなっており、我が国水産物の輸出拡大が水産業の更なる成長に必要

水産物の輸出に当たっては、水産加工・流通施設が輸出先国の求める衛生条件を満たすことが必要であり、世界に通用するHACCP基準等を満たすための施設の改修が輸出促進にとって急務



「安全で・美味しい・健康的な」国産水産物の輸出を進める

○改修整備の例

手洗場



エアシャワー



床面



ゾーンシャッター



トラックシェルター



66 漁村の活性化・多面的機能発揮対策

【4, 935（4, 828）百万円】

対策のポイント

- ・ 漁家所得の低迷等、浜ごとの課題を把握し、必要な対応の方向性を明確化するために「浜の活力再生プラン」を作成する取組を支援します。
- ・ 漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能発揮のための活動への支援を通じ、水産業・漁村の活性化及び水産業の再生を推進します。
- ・ 離島の漁業再生活動を支援します。
- ・ 大規模災害が生じた場合においても、産地における最低限の水産物流通機能を維持する手法の普及を図ります。

<背景／課題>

- ・ 漁村は、水産業の不振や生活・生産環境の立ち遅れなどから、就業機会の減少、人口の流出・減少、著しい高齢化といった問題が顕在化し、水産業・漁村の持つ多面的な機能も十分に発揮されていません。
- ・ また、漁業が基幹産業である離島においては、漁場の生産力の向上を図りつつ、地域の創意工夫により各島の特性を最大限に活用していくことが必要となっています。
- ・ さらに、大規模災害が発生した際でも、産地における水産物の供給機能を維持するため、漁村においても事前の対策が求められています。
- ・ このような我が国水産業を取り巻く状況が厳しさを増す中、攻めの水産業を推進することにより、漁村地域の所得や経営力の向上を図る必要があります。

政策目標

- 「浜の活力再生プラン」を策定した漁業地域において、当該プランに基づく取組を実施することにより10%以上の漁家所得が向上すること。
- 水産業・漁村の多面的機能の発揮のために行う漁業者等の取組によって、漁村の活性化が図られ、漁場再生及び新規漁場整備による新たな水産物の提供量が増加すること。
- 離島漁業就業者の平均漁業所得が同一都道府県内都市部の勤労者世帯有業者の平均勤め先収入を上回ること（平成26年度まで）

<主要内容>

1. 「浜の活力再生プラン」策定推進事業〔新規〕 100（－）百万円

水産資源等の悪化により疲弊が進んでいる漁村の現状を打破し、浜ごとに再生を図るため、浜の問題点・課題を把握した上で解決策の検討を行い、水産業を核として地域の活力を再生するための総合的かつ具体的な取組を定めた計画である「浜の活力再生プラン」を作成する場合、必要な費用を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

2. 水産多面的機能発揮対策 3, 560（3, 500）百万円

漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する「国民の生命・財産の保全」、「地球環境保全」、「漁村文化の継承」に係る活動への支援を通じ、全国的に多面的機能が効果的・効率的に発揮され、水産業・漁村の活性化が図られるよう取り組みます。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

3. 離島漁業再生支援交付金

1, 235 (1, 235) 百万円

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む漁業集落に交付金（1集落（25世帯相当）当たり340万円）の交付による支援を行います。

補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体

4. 漁業地域における被災時の事業継続計画（BCP）策定・普及事業〔新規〕

40 (一) 百万円

災害時においても水産物生産・流通機能を可能な限り維持するため、拠点漁港を核とするモデル地域において、水産物の生産・流通過程の中心を担う漁港・市場を軸に地域一体となった事業継続計画（BCP）を策定するとともに、その策定手法のマニュアルを整備し、全国への普及・啓発を図ります。

委託費
委託先：民間団体等

お問い合わせ先：

1の事業	水産庁防災漁村課	(03-6744-2392)
2の事業	水産庁計画課	(03-3501-3082)
3の事業	水産庁防災漁村課	(03-6744-2392)
4の事業	水産庁計画課	(03-6744-2387)

「浜の活力再生プラン」による漁業・漁村再生プロジェクト

各地域が主体的に定めた「浜の活力再生プラン」に基づき漁村の活性化や力強い水産業を実現するための取組等に対して国として積極的な支援を実施。

「浜の活力再生プラン」 策定推進事業（新規）

【プラン策定に対する支援】

- 専門家派遣
- 先進地調査
- 地域水産業再生委員会活動経費 等

国費による
支援

プランの
認定申請

国

プラン内容を審査し認定

- ①一定以上の漁家所得向上が見込まれる
- ②資源管理への配慮
- ③地域振興策との整合性

プラン認定

プラン実施の
指導・助言

強い水産業づくり
交付金等の支援策
優先採択

地域水産業再生委員会（仮称）

【浜の活力再生プラン】

- 策定主体：地域水産業再生委員会（漁協、市町村等で構成）
- プランの内容
 - ①対象地域・対象水産物
 - ②生産、加工等に関する具体的改善策
 - ③コスト削減対策
 - ④得られる具体的成果 等

目標達成

67 漁船漁業・担い手確保対策

【3, 224 (1, 206) 百万円】

対策のポイント

高性能漁船の導入等による漁船漁業の収益性向上や人材の育成・確保等により、持続的な漁業生産構造の確保や漁業活動を担う経営体を育成します。

<背景／課題>

- ・我が国漁業は魚価の低迷、燃油価格の高止まり等により厳しい経営環境にあります。そのため、収益性の高い操業体制の構築や漁業の将来を担う人材の確保・育成等が急務となっています。

政策目標

○毎年度2,000人の新規漁業就業者を確保

<主な内容>

1. 漁業構造改革総合対策事業〔拡充〕 2, 000 (一) 百万円

高性能漁船と高度な品質管理手法の導入を行ったり、沿岸漁業において三者以上の漁業者が協業化等を行うことにより、漁船漁業の収益性等を高め「もうかる漁業」を実現する取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 漁業を担う人材の確保 897 (882) 百万円

漁業への新規就業・後継者等の育成を促進するため、漁業への就業前の青年に対する給付金の給付や、就業・定着促進等のための長期研修、漁村地域のリーダーを中心とするグループや女性グループによる意欲的な取組等を支援します。

新規漁業就業者総合支援事業 851 (832) 百万円
沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業 45 (51) 百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：
1の事業 水産庁漁業調整課 (03-3502-8469)
2の事業 水産庁企画課 (03-6744-2340)

68 増養殖対策

【1, 460（865）百万円】

対策のポイント

- ・ シラスウナギの大量生産システムの実証化、ウナギ資源の増殖の取組の支援等、ウナギ資源の確保に向けた対策を推進します。
- ・ 陸上養殖を含む新たな養殖技術・手法の開発等、養殖業の振興に向けた取組を支援します。
- ・ 太平洋側サケの来遊数の減少要因を究明するための調査、資源の減少が著しい二枚貝の増殖対策等、増殖に関する事業を展開します。
- ・ カワウ・外来魚の広域的な被害対策等、健全な内水面生態系の復元に向けた取組を推進します。

<背景／課題>

- ・ 我が国の漁業生産量がピーク時から半減している中で、国民に水産物を安定供給していくためには、水産物の増殖及び養殖を一層推進する必要があります。

政策目標

主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量

(1,572千トン（平成24年度）→1,739千トン（平成34年度）)

<主な内容>

1. ウナギ対策関連事業（拡充）

423（183）百万円

ウナギ種苗の大量生産システムの実証化やウナギ資源の増殖の取組を支援するとともに、ウナギ資源の生息状況調査、ウナギの遺伝情報を活用した系群判別、ウナギを含む内水面資源の生息環境の改善手法、放流用種苗の育成手法の開発を実施します。

ウナギ種苗の大量生産システムの実証事業〔新規〕

250（－）百万円

鰻供給安定化事業

146（155）百万円

健全な内水面生態系復元等推進事業のうちウナギ対策関連事業

27（29）百万円

委託費、補助率：定額、1／2以内

委託先、事業実施主体：民間団体等

2. 増殖に関する支援事業（拡充）

438（312）百万円

資源の減少が著しい二枚貝の増殖に向けて取り組みます。また、太平洋側サケの来遊数の減少要因を究明するための調査や、高品質なさけ・ます資源の造成のための放流適地の調査を実施するとともに、広域に移動する魚種の種苗放流による資源造成等を支援します。

※ さけ・ます対策については別途、東日本大震災復興特別会計（復興庁計上）において、被災地における採卵用サケ親魚の確保を支援する措置を要求しています。

二枚貝資源緊急増殖対策事業〔新規〕	100（－）	百万円
太平洋サケ資源回復調査事業〔拡充〕	80（50）	百万円
さけ・ます資源高品質化推進事業	171（171）	百万円
種苗放流による資源造成支援事業	87（91）	百万円
委託費、補助率：定額、1／2以内		
委託先、事業実施主体：民間団体等		

3. 養殖に関する支援事業（拡充）

392（201）百万円

次世代型陸上養殖技術、ノリの色落ち防止のための水質管理手法、クロマグロ増養殖の実現に必要な技術の開発を実施するとともに、国内産人工種苗の開発や、養殖業者が自主的に取り組むことが困難な新たな手法を用いた養殖手法を支援します。

次世代型陸上養殖の技術開発事業〔新規〕	200（－）	百万円
持続的養殖生産・供給推進事業	67（17）	百万円
海面養殖振興対策事業	125（184）	百万円
委託費、補助率：定額、1／2以内		
委託先、事業実施主体：民間団体等		

4. 健全な内水面生態系復元等推進事業（拡充）

207（169）百万円

外来魚の駆除手法の開発、地域間の広域的な連携による推進体制の下でのカワウ・外来魚の生息状況調査、被害防止対策等の取組を支援します。

委託費、補助率：定額、1／2以内
委託先、事業実施主体：民間団体等
※ウナギ対策関連事業を除く。

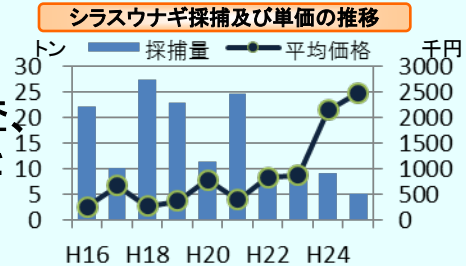
[お問い合わせ先：水産庁裁培養殖課（03－3501－3848）]

ウナギ対策関連事業の概要

【平成26年度概算要求額:423(183)百万円】

ポイント

- シラスウナギは近年不漁が続いている。
- このため、シラスウナギの大量生産システムの実証化、ウナギの生態や生息環境の調査、効果的な放流による資源増殖、遺伝情報を活用した系群判別などの技術開発等を行うことにより、ウナギ資源の持続的利用とウナギの安定供給を図る。



1. シラスウナギの大量生産システムの実証化 250 (一)百万円

- ウナギ種苗の大量生産技術開発の成果を順次活用し、効率化・省力化を図ることにより、商業ベースでのウナギ種苗の大量生産の実用化を加速させるシステムの実証試験を実施

ウナギ種苗の大量生産システムの実証



2. ウナギの生態や生息環境の調査 53 (54)百万円

- 河川等におけるウナギの生息状況の調査やシラスウナギの周年を通じた来遊状況の調査によるウナギの基礎的情報の収集
- ウナギ等の棲み場所として必要な環境を維持した河川環境の造成を行うための基礎データの収集、天然水域における行動を把握するための追跡調査

ウナギの生息状況調査を実施



3. 効果的な放流による資源増殖 44 (45)百万円

- ウナギ資源の増殖のための放流や海外の養鰻業者との資源管理に関する協議に対する支援
- ウナギ等について、放流後に再生産に寄与する、より天然魚に近い放流用種苗の生産技術を開発

効果的な放流を実施



4. 遺伝情報を活用した系群判別などの技術開発 76 (80)百万円

- 遺伝情報を活用し、系群判別や養殖に適したウナギの選別、生きているシラスウナギから異種ウナギを判別する技術を開発

ウナギの遺伝情報を様々な分野に活用



ウナギ資源の持続的利用・安定供給の確立

増養殖対策の概要(ウナギ対策関連事業以外)

【平成26年度概算要求額:1,037(682)百万円】

ポイント

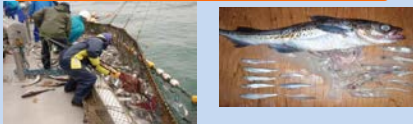
- 太平洋側サケの来遊数の減少要因を究明するための調査、資源の減少が著しい二枚貝の増殖対策等、増殖に関する事業を展開。
- 陸上養殖を含む新たな養殖技術・手法の開発等、養殖業の振興に向けた取組を支援。
- カワウ・外来魚の広域的な被害対策等、健全な内水面生態系の復元に向けた取組を推進。

1. 増殖に関する支援事業 438(312)百万円

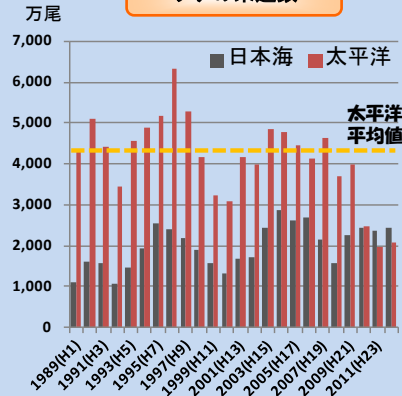
(1) さけ・ます対策

- 来遊数が減少している太平洋側のサケについて、降海後の稚魚の動態調査等により、減少要因を明らかにした上で、ふ化放流手法の改良を実施
- 高品質なさけ・ます資源の造成のための放流適地調査を支援

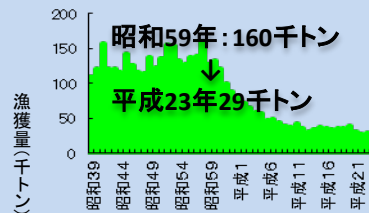
太平洋のサケ稚魚を集中的に調査



サケの来遊数



アサリの漁獲量



(2) 栽培漁業対策

- 二枚貝資源の増殖手法の実証化に向けた取組を支援
- 広域に移動する魚種の種苗放流による資源造成を支援

2. 養殖に関する支援事業 392(201)百万円

- 閉鎖循環式陸上養殖の最大の課題であるコストの低減等を目指し、技術の高度化・システムの統合環境制御等の導入・実証試験等を実施
- 国内産人工種苗の開発や養殖業者が自主的に取り組むことが困難な、抜本的な生産コストの抑制手法の開発を支援
- ノリ色落ち防止のための水質管理手法、資源・環境に優しいクロマグロ増養殖の実現に必要な技術開発の実施

閉鎖循環式陸上養殖の実証試験



3. 健全な内水面生態系復元等推進事業 207(169)百万円

- 外来魚の駆除手法の開発、地域間の広域的な連携による推進体制の下でのカワウ・外来魚の生息状況調査、被害防止対策等の取組を支援

カワウ・外来魚による食害



国民に対する安定供給の確保・栽培漁業対象魚種、養殖魚種の生産量の回復

69 外国漁船の操業対策等

【16,625(15,805)百万円】

対策のポイント

- ・ 我が国周辺海域における外国漁船の操業増に適切に対応するため、漁業取締体制等を強化します。

<背景／課題>

外国漁船等による違反操業は、我が国周辺水域における水産資源管理の取組や我が国漁業者による円滑な漁場利用に対する大きな障害となっていることから、漁業取締りを強化することが必要です。

特に近年、中国虎網漁船等外国漁船の操業が増える中、我が国漁業者の安全確保のためにも漁業取締りの充実が求められています。

政策目標

- 我が国周辺水域における重要魚種の資源評価結果を各種資源管理施策等へ反映（毎年度52魚種・84系群）
- 漁業取締りの強化等による水産資源の適切な保存及び管理の推進

<主な内容>

1. 指導監督及び取締費

外国漁船の違法操業への取締強化の要請等に対応するため、**漁業取締船の増隻・大型化**を図ります。

〔水産庁事務費のうち指導監督及び取締費 12,107(11,368)百万円
事業実施主体：国〕

2. 白竜丸代船建造事業

老朽化した漁業取締船白竜丸の代船として、**最新鋭の漁業取締船を建造**します。

〔白竜丸代船建造事業 1,271(1,283)百万円
事業実施主体：国〕

3. 韓国・中国等外国漁船操業対策事業〔拡充〕

3,000(2,917)百万円

漁業者による**外国漁船の投棄漁具等の回収・処分**、**外国漁船の操業状況の調査・監視等の外国漁船対策**を基金により支援します。

〔補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

〔お問い合わせ先：

1、2の事業

3の事業

水産庁管理課 (03-3502-8437)

水産庁漁業調整課 (03-6744-2393)

70 資源調査・資源管理等

【5, 339（4, 999）百万円】

対策のポイント

- 適切な資源管理を行うために必要となる資源調査等の実施、漁獲可能量の管理とともに、資源水準に見合った漁業体制の構築等を促進します。

＜背景／課題＞

低位水準にとどまる水産資源の回復・管理の推進が課題であり、資源の調査・評価や漁獲可能量の適切な管理等により科学的知見に則した資源管理が必要です。

政策目標

- 我が国周辺水域における重要魚種の資源評価結果を各種資源管理施策等へ反映（毎年度52魚種・84系群）
- TAC対象7魚種について、超過漁獲が生じないよう適切に管理
- 国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大（平成24年度：87魚種・52協定）

＜主な内容＞

1. 我が国周辺水域資源評価等推進事業・国際資源評価等推進事業

2, 633（2, 333）百万円

スルメイカ、マサバ、かつお・まぐろ類等の主要な水産資源について、科学的知見に基づく適切な資源管理に必要な資源調査・評価等を実施します。

我が国周辺水域資源評価等推進事業 1, 499（1, 349）百万円
国際資源評価等推進事業 1, 135（985）百万円
委託費、補助率：定額、1／2以内
委託先、事業実施主体：民間団体等

2. 広域資源管理強化推進事業

156（173）百万円

漁獲可能量（TAC）制度等を適確に運用するための漁獲情報等の集計・解析及びデータベースシステムの保守管理、並びに重要な広域資源である太平洋クロマグロ及びベニズワイガニについて、漁獲情報等を収集するための体制整備を行います。

委託費
委託先：民間団体等

3. 国際漁業・輸入管理強化推進事業

385（400）百万円

かつお・まぐろ等の国際資源に係る国際的な資源管理体制を強化するため、輸入まぐろ類の流通管理の強化、我が国遠洋漁業の資源管理措置の適正化を図るための事業を行います。

委託費
委託先：民間団体等

4. 鯨類捕獲調査円滑化対策

1, 104 (1, 104) 百万円

商業捕鯨再開に必要な科学的知見の収集を目的とした調査を実施するとともに、反捕鯨団体の妨害活動に対する安全対策を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：(財)日本鯨類研究所等

お問い合わせ先：

1の事業	水産庁漁場資源課 (03-6744-2377)
2の事業	水産庁管理課 (03-3502-8437)
3の事業	水産庁漁業調整課 (03-6744-2393)
4の事業	水産庁国際課 (03-3502-2443)

71 漁業金融・漁協経営対策

【1, 866（1, 592）百万円】

対策のポイント

- ・ 保証人不要、担保は漁船等のみとする無担保・無保証人型融資を推進します。
- ・ 設備投資等の融資に対して金利を実質無利子化するための支援を実施します。
- ・ 経営不振漁協の経営の改善・基盤強化を促進します。

＜背景／課題＞

- ・ 厳しい漁業経営状況が続く中、漁業者が融資を利用しやすくとともに、意欲ある漁業者の多様な経営発展を金融面から支援するため、利子補給等による資金借入れの際の負担軽減（無利子化等）や無担保・無保証人型融資に対する信用保証を推進する必要があります。
- ・ また、漁業者の生産活動を支えるため、経営不振漁協の経営改善計画の実施を支援し、組織再編を含む漁協の自主的な経営・事業改革を促進する必要があります。

政策目標

- 漁業者の資金融通の円滑化
- 繰越欠損金を抱える経営不振漁協の削減

＜主な内容＞

1. 無担保・無保証人型の融資の推進

（1）無保証人型漁業融資促進事業

557（408）百万円

保証人を不要とし、担保は漁業関係資産（漁船等）以外は新たに求めない保証への支援について、漁業者のニーズを踏まえ保証枠を拡大し、漁業収入からのみ返済を求めるタイプの融資を推進するための保証支援を行います。

保証枠：305億円
補助率：定額、1／2、2／5、1／3
事業実施主体：漁業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金

（2）漁業経営改善支援資金融資推進事業

160（149）百万円

認定漁業者に対する漁業経営改善支援資金について、保証人を不要とし、担保は融資対象（漁船等）のみとする融資の推進のため、漁業者のニーズを踏まえ融資枠を拡大し、必要な額を（株）日本政策金融公庫に出資します。

融資枠：58億円
補助率：定額
事業実施主体：（株）日本政策金融公庫

2. 漁船・養殖施設整備等利子助成事業

378（273）百万円

認定漁業者による漁船の建造・取得、養殖施設等の取得等のための日本政策金融公庫資金又は漁業近代化資金の借入れへの利子助成（最大2％）により、これらの資金の実質無利子化を図るとともに、平成25年度における燃油高騰緊急特別対策に係る支援についても実施します。

融資枠：68億円
補助率：定額
事業実施主体：全国漁業協同組合連合会

3. 漁協経営改善推進事業〔新規〕

310（－）百万円

東日本大震災の影響や資産自己査定を導入等により漁協を巡る経営環境が厳しさを増していることから、経営不振漁協の解消のため、漁協が経営の改善・基盤強化のために借り入れる借換資金に対し、利子助成、保証料助成及び求償権償却経費助成を実施します。

融資枠：30億円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：水産庁水産経営課（03－6744－2345）]

漁業金融・漁協経営対策

【平成26年度概算要求額 1,866(1,592)百万円】

- 保証人不要、担保は漁船等のみとする無担保・無保証人型融資を推進します。
- 設備投資等の融資に対して金利を実質無利子化するための支援を実施します。
- 経営不振漁協の経営の改善・基盤強化を促進します。

<主な内容>

<無担保・無保証人型の融資の推進>

1. 無保証人型漁業融資促進事業 557(408)百万円【保証枠 305(293)億円】

保証人を不要とし、担保は漁業関係資産(漁船等)以外は新たに求めない保証への支援について、保証枠を拡大し、漁業収入からのみ返済を求めるタイプの融資を推進するための保証を支援

2. 漁業経営改善支援資金融資推進事業 160(149)百万円【融資枠 58(27)億円】

認定漁業者に対する漁業経営改善支援資金について、保証人を不要とし、担保は融資対象(漁船等)のみとする融資の推進のため、融資枠を拡大し、必要な額を(株)日本政策金融公庫に出資

<無利子融資の推進>

漁船・養殖施設整備等利子助成事業 378(273)百万円

認定漁業者等による漁船建造等のための借入れに対する利子助成(最大2%)により、これらの資金の実質無利子化を図るとともに、平成25年度における燃油高騰緊急特別対策に係る支援についても実施

- ・ 無利子化期間:原則5年(漁船:10年)
- ・ 助成対象融資枠:68(68)億円
(うち自然災害8(8)億円)
- ・ 助成対象資金:漁業近代化資金、公庫資金

<漁協経営対策の推進>

漁協経営改善推進事業[新規] 310(一)百万円【融資枠 30億円】

経営不振漁協の解消のため、漁協が経営の改善・基盤強化のために借り入れる借換資金に対し、利子助成、保証料助成及び求償権償却経費助成を実施

72 漁場環境保全・技術開発・普及推進

【1,702(1,922)百万円】

対策のポイント

- ・大型クラゲやトド等の有害生物による漁業被害対策等、漁場造成技術の開発や赤潮対策等による漁場保全等を推進します。
- ・水産業の省エネルギー・省コスト化に資する新技術の実用化を図ります。
- ・国の重要施策の現場展開や新たな技術・知識の導入による漁家経営改善等を、国と道府県との協同事業である水産業普及改良事業により推進します。

<背景／課題>

- ・我が国周辺水域の漁場環境は、大型クラゲ、トド等の有害生物や赤潮の出現、不法投棄漁具や漂流・漂着ゴミの発生等で著しく悪化しており、国として緊急に、有害生物等による漁業被害の防止、漁場造成技術の開発、漁場油濁被害対策等による漁場保全、被害対策及び操業の確保を推進していくことが必要です。
- ・漁船漁業は化石燃料への依存が大きいことから、省エネ・省コスト化に対応する技術の実用化が喫緊の課題となっています。
- ・魚価の低迷等による経営の悪化や就業者の減少など、沿岸漁業を巡る厳しい情勢変化に対応するには、沿岸漁業従事者の技術・経営能力の向上や意欲ある担い手の育成・確保が重要です。

政策目標

- 大型クラゲ等の有害生物による漁業被害を平成21年度レベル(被害件数：延べ55,628件)以下に抑制(平成26年度)
- 水産業における10%以上の省エネ・省コストを実現する新技術の実用化
- 毎年2,000人の新規漁業就業者の確保

<主な内容>

1. 有害生物漁業被害防止総合対策事業 504(504)百万円
大型クラゲ等の有害生物について、混獲や破損を回避するための改良漁具の導入促進、駆除、陸上処理、日中韓による大型クラゲ国際共同調査、トドによる食害や漁具被害の発生防止・軽減を図るための対策等を総合的にを行うことを支援します。
(補助率：定額、1/2以内)
(事業実施主体：民間団体等)
2. 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業 694(758)百万円
漁場環境や生物多様性を保全していくために必要な漁場造成技術の開発や赤潮・貧酸素水塊の発生対策、生物多様性の保全及び持続可能な漁業の実現など各般の対策を総合的に推進します。
(委託費、補助率：定額)
(委託先、事業実施主体：民間団体等)
3. 漁船等環境保全・安全推進技術開発事業 29(127)百万円
漁船漁業や養殖業等の省エネルギー・省コスト化に資する新技術の実証を支援します。
(補助率：定額、1/2以内)
(事業実施主体：民間団体等)
4. 水産業改良普及事業交付金 69(71)百万円
水産に関する様々な施策や技術開発の成果等を水産業普及指導員が漁業現場に普及し、沿岸漁業の生産性の向上や漁家経営の改善等を図ります。
(補助率：定額)
(事業実施主体：道府県)

お問い合わせ先：
1、2の事業 水産庁漁場資源課 (03-3502-8486)
3、4の事業 水産庁研究指導課 (03-3501-3864)